# Ⅱ　個別施策の概要（所管別）

## 1　水産林務部総務課

### (1) もっと知って→もっと食べよう！北海道のさかなたち

1　目的・概要等

水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、小中学生等を対象とした出前授業を開催する。

2　事業内容

【出前授業の開催】

小中学校や消費者団体などからの要請に基づき、職員が直接小中学校等へ出向き、水産業・漁村に関すり講座を開催する。（全道を対象）

（開催状況）

| 年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 49件 | 81件 | 77件 | 62件 | 69件 |
| 対象者数 | 1,236名 | 3,148名 | 2,916名 | 1,297名 | 1,772名 |

出前授業風景

3　出前授業の実施機関（総合振興局又は振興局水産主務課、本庁水産林務部総務課）

| 名称 | | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 空知総合振興局 | 産業振興部林務課 | 〒068-8558 | 岩見沢市８条西５丁目 | 0126-20-0070 |
| 石狩振興局 | 産業振興部水産課 | 〒060-8558 | 札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館 | 011-204-5841 |
| 後志総合振興局 | 産業振興部水産課 | 〒044-8588 | 虻田郡倶知安町北１条東２丁目 | 0136-23-1391 |
| 胆振総合振興局 | 産業振興部水産課 | 〒051-8558 | 室蘭市海岸町１丁目４番１号むろらん広域センタービル | 0143-24-9809 |
| 日高振興局 | 産業振興部水産課 | 〒057-8558 | 浦河郡浦河町栄丘東通56 | 0146-22-9321 |
| 渡島総合振興局 | 産業振興部水産課 | 〒041-8558 | 函館市美原４丁目６-16 | 0138-47-9481 |
| 檜山振興局 | 産業振興部水産課 | 〒043-8558 | 檜山郡江差町字陣屋町336-３ | 0139-52-6551 |
| 上川総合振興局 | 産業振興部林務課 | 〒079-8610 | 旭川市永山６条19丁目 | 0166-46-5959 |
| 留萌振興局 | 産業振興部水産課 | 〒077-8585 | 留萌市住之江町２丁目１番地２ | 0164-42-8469 |
| 宗谷総合振興局 | 産業振興部水産課 | 〒097-8558 | 稚内市末広４丁目２-27 | 0162-33-2532 |
| オホーツク総合振興局 | 産業振興部水産課 | 〒093-8585 | 網走市北７条西３丁目 | 0152-41-0654 |
| 十勝総合振興局 | 産業振興部水産課 | 〒080-8588 | 帯広市東３条南３丁目 | 0155-27-8609 |
| 釧路総合振興局 | 産業振興部水産課 | 〒085-8588 | 釧路市浦見２丁目２番54号 | 0154-43-9211 |
| 根室振興局 | 産業振興部水産課 | 〒087-8588 | 根室市常盤町３丁目28番地 | 0153-24-5691 |

本庁水産林務部総務課　　〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目　　TEL：011-204-5457

| 予算額（千円） | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | （非予算事業） | | | H17～ | 総務課水産企画係 |
| R７年度 | （非予算事業） | | | | |

**（2）水産業振興対策事業費補助金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 2,701 | － | 2,701 | － | S56～ | 総務課水産企画係 |
| R７年度 | 2,701 | － | 2,701 | － | | |

| 区　　分 | 道単独 | 実施方法 | 補助 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | （一社）北海道水産会 | 負担区分 | 道定額 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 漁業経営の安定や水産関連産業の振興のため、（一社）北海道水産会が実施する関係団体との意見調整及び国際漁業対策の推進等の事業活動に助成する。 |
| 事業内容 | （補助の考え方）<br>水産業の基盤整備や漁村地域の活性化の推進、本道漁業者の操業機会の確保など、本道水産業の振興を図るため、国等に対する要請活動、提言などに要する経費に対し、助成する。<br><br>（補助対象事業）<br>１　水産政策等推進事業<br>本道水産業の振興に向け、業界の要望・意見をとりまとめ、国等に対する要請活動や道内水産関係団体の代表として提言等を行う。<br>２　国際漁業対策推進事業<br>（１）日ソ地先沖合漁業協定などに基づく国際漁業交渉に当たり、関係団体の要望事項を取りまとめ、その実現のため国などに要請活動を行う<br>（２）ロシア・韓国等の情報収集及び会員への情報提供を行う<br>３　貝殻島区域昆布採取協定事業<br>貝殻島区域昆布採取協定について、ロシア連邦政府と交渉を実施する。<br>４　他産業団体等連絡協調事業<br>（１）在札団体役員定例懇談会を開催する<br>（２）水産業界の窓口団体として、他産業団体などと連絡調整を行う<br>（３）会報の発行　など |

## 2　水産林務部水産局水産経営課

### （1）漁業就業者支援強化事業費

**【目的・概要等】**

新規漁業就業者の確保・定着を図るため、漁業への関心・理解の向上やフェアの参加者増加に向けたPR、就業前の勤務条件の理解、受入体制の強化等、就業から定着までの一連の対策を進める。

**【現状】**

本道における新規漁業就業者は減少傾向であることに加え、漁業への理解不足、就業時の想定と実態の乖離等を背景に、新規就業者の離職率が高い状況にある。

［本道新規漁業就業者及び離職者の推移］　（単位：人）

| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新規漁業就業者 | 189 | 205 | 171 | 156 | 144 | 128 | 138 | 121 |
| うち離職者※ | 22 | 22 | 34 | 28 | 20 | 12 | 19 | － |

※「離職者」は、新規就業から3年間追跡した間に離職した数　資料：北海道水産林務部水産局水産経営課

**【事業内容】**

漁業への関心や理解の促進のため、漁業研修所において基本的な漁業作業を見学・体験するプログラムを実施するほか、漁業者と新規就業希望者のマッチング機会を提供する「北海道漁業就業支援フェア」の広告展開を強化するとともに、新規就業希望者が、先輩漁業者等と仕事や生活などについて直接対話ができるセミナーや、新規就業者を受け入れる漁業者を対象とした、働きやすい職場づくりと指導力の向上を図る講習会を開催。

| 項　目 | 内　容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| 新規就業者の増加を図る入口対策 | **・漁業への関心や理解促進のため、漁業研修所において高校生を対象とする漁業体験プログラムを実施 【拡充】** | 直営 | 国1/2・道1/2<br>一部　道10/10 |
| | ・SNSによるPR、インターネットにおける検索ワードに連動した広告展開 | 委託 | 国1/2・道1/2<br>一部　道10/10 |
| 新規就業者の離職防止を図る出口対策 | ・北海道漁業就業支援フェアと併せた新規就業希望者向けのセミナーを開催<br>**【拡充：年1回開催→2回開催】** | | |
| | ・受入漁業者を対象とする新人指導方法等の講習会を開催　**【拡充：年1回開催→2回開催】** | | |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R8年度 | 5,683 | 2,678 | 3,005 | － | R7～ | 水産経営課　担い手育成係<br>漁業研修所　総務研修課 |
| R7年度 | 3,467 | 1,624 | 1,843 | － | | |
| 区分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 上記の通り | |

### （2）漁村（はま）を支える女性活動応援事業

1　目的・概要等

漁村における女性は、植樹や海岸清掃、学校での食育などの様々な活動を行っており、水産業や地域振興において重要な役割を果たしているとともに地域づくりの担い手として大きく期待されていることから、漁村女性グループが行う取組が促進されるよう応援するとともに道民の協力と理解を深めるためにこれらの活動を広く発信する。

2　事業内容

⑴　浜の女性応援隊

水産行政に携わる女性職員が中心となり「浜の女性応援隊（通称：ハマドンナ）」を組織し、漁村女性グループの活動をサポートする。

| 主な活動内容 |
| --- |
| ①　漁村女性グループが取組む食育事業、各種イベントでの販売などの手伝い<br>②　漁村女性グループ活動に関する情報収集 |

〇隊員：水産林務部及び（総合）振興局水産課の女性職員 等

⑵　漁村女性グループの取組に係る相談窓口

新たな取組にチャレンジしたい漁村女性グループからの相談に対し、先行事例の紹介や活用できる補助事業などの助言、専門家の紹介や関係機関への仲介などを行う。

⑶　女性の活躍に関する情報発信

漁村女性グループの活動状況を道のホームページに掲載するなど、広く情報発信する。

3　令和７年度の主な活動概要

浜の女性応援隊が漁村女性グループの行った販売イベントや食育事業、研修大会などに参加して作業を手伝ったほか、女性の活躍に関する情報を道ホームページに掲載するなど発信を行った。

| 予算額(千円) | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｒ８年度 | （非予算事業） | ― | ― | ― | H27～ | 水産経営課<br>担い手育成係 |
| Ｒ７年度 | （非予算事業） | ― | ― | ― | | |

**（3）水難救難活動促進費補助金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 1,000 | － | 1,000 | － | H10～ | 水産経営課<br>担い手育成係 |
| Ｒ７年度 | 1,000 | － | 1,000 | － | | |

| 区　　分 | 道単独 | 実施方法 | 補助 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | （公益社団法人）北海道海難防止・水難救済センター | 負担区分 | 道1/2・市町村1/2 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 海難事故の救助促進のため、ボランティアとして活動している水難救難所に対し、救助経費を助成する。 |
| 事業内容 | プレジャーボートなどによるレジャー型海難事故に対し、ボランティアとして救助活動を行っている救難所に、用船料等の救難活動経費の一部を出動報奨金として助成する。<br><br>１　事業主体　　（公益社団法人）北海道海難防止・水難救済センター<br>２　支 給 額　　救助に出動した船一隻当たり50千円（原則、１事故につき２隻を限度）<br>３　補 助 率　　道：1/2、関係市町村（海難事故発生市町村）：1/2 |

**（4）漁船海難防止対策事業費補助金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 27,529 | － | 27,529 | － | S49～ | 水産経営課<br>担い手育成係 |
| Ｒ７年度 | 26,523 | － | 26,523 | － | | |

| 区　　分 | 道単独 | 実施方法 | 補助 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | （公益社団法人）北海道海難防止・水難救済センター | 負担区分 | 道1/2 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 明るい漁村社会の構築や漁業経営の安定を図るため、漁船海難防止対策から救助救済までを総合的に担っている（公益社団法人）北海道海難防止・水難救済センターが実施する海難防止対策事業に対し助成する。 |
| 事業内容 | １　海難防止事業<br>・海難防止関連各種会議、海難防止講習会（海洋レジャーを含む）、市町村･漁協の海難防止担当者研修会開催、訪船指導等<br>２　水難救難活動支援事業<br>・地区救難所訓練の開催、救難所運営費助成 |

**（5）担い手活動支援事業費（漁業就業促進事業費）**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 3,854 | － | 3,854 | － | H11～ | 水産経営課 |
| R７年度 | 3,854 | － | 3,854 | － | （S52開始） | 担い手育成係 |

| 区　　分 | 道単独（H17税源移譲） | 実施方法 | 補助、委託 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 北海道漁業就業支援協議会・北海道 | 負担区分 | 道10/10 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 漁業の新規就業の促進や就業者の就労安定を図るため、北海道漁業就業支援協議会が実施する担い手確保・育成対策を支援するとともに、漁船乗組員に対し海技資格取得研修を実施する。 |
| 事業内容 | （担い手確保・育成対策支援）<br>水産関係団体で構成する北海道漁業就業支援協議会に対して、漁業就業者確保育成事業の実施に必要な経費を助成する。<br>（補助対象事業）<br>１　漁業就業者確保育成事業<br>（１）北海道漁業就業促進連絡会議の開催<br>（２）漁業就業に関する情報活動<br>（３）漁業のＰＲ・勧誘活動<br>２　新規漁業就業者促進対策事業<br>（１）地域漁業就業促進活動<br>（２）ＵＩターン等新規参入促進活動<br>（海技資格取得研修）<br>漁業研修所において、独立・自営を目指す漁船乗組員等に対し、一級小型船舶操縦士の免許資格を取得するために必要な学科及び実技の講習を行う。 |

**（6）担い手活動支援事業費（漁業士育成事業費）**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,961 | － | 1,961 | － | S61～ | 水産経営課 |
| R７年度 | 1,961 | － | 1,961 | － | （S56開始） | 担い手育成係 |

| 区　　分 | 道単独（H17税源移譲） | 実施方法 | 直営、補助 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 北海道・北海道漁業士会 | 負担区分 | 道10/10、道1/2 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 豊かで活力ある漁村づくりを進めるため、地域の漁業振興の中核的漁業者となり得る青年をリーダーとして育成するほか、現にすぐれた経営等を行い、漁村の青少年の育成に指導的役割を果たしている中核的漁業者の地域における自主的な活動を促進する。<br>・　青年漁業士：中核的漁業者となり得る青年漁業者であって、地域活動の指導助言を担う（～46歳）。<br>・　指導漁業士：地域の指導的役割を果たしている漁業者であって、地域の漁業振興、生活向上等に関する指導助言を担う。（～70歳） |

| | |
|---|---|
| 事業内容 | 1　漁業士の認定<br>浜の将来を担う青年漁業者と青少年等の指導にあたる漁業者に対し研修を行い、「北海道漁業士」の称号を付与する。<br>2　地域活動の促進<br>漁業士が中心となって行ったグループ活動の実績を紹介し、地域漁業者等と情報交換を行う会を開催することにより、漁業士が持つ知識及び技術を地域に普及するとともに、関係機関との連携を深め、漁業士活動の活性化と地域漁業者の意識啓発を促進する。<br>3　北海道漁業士会の活動への支援（補助）<br>漁業士相互の情報交換や交流を促し、相互研鑽を積極的に進めることにより、よりすぐれた活動の展開を図るため、北海道漁業士会が行う研修交流事業に対して支援する。 |

**（7）研修事業費・漁業研修所維持管理費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 61,982 | － | 55,203 | 6,779 | H９～ | 水産経営課 担い手育成係 |
| R７年度 | 58,100 | － | 51,305 | 6,795 | （S39開設） | 漁業研修所 総務研修課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 道単独（H17税源移譲） | 実施方法 | 直営 |
| 実施主体 | 北海道 | 負担区分 | 道10/10 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 漁業の振興及び漁村の活性化を担う漁業就業者を育成するため、必要な知識及び技術に関する体系的な研修を実施する。 |
| 事業内容 | 1　研修事業費<br>漁業就業者などに対し、北海道立漁業研修所条例に基づく研修を実施する。<br>（1）総合研修<br>漁業を志す若者などを対象に漁業の基礎知識や漁業に必要な資格取得に向けた総合的な研修<br>（2）つくり育てる漁業技術研修<br>漁業就業者等の要望に応じ漁業情勢・環境の変化や漁村ニーズに対応した専門家による講義や実技を行う研修<br>（3）漁業就業促進研修<br>漁業就業者に対し、漁業に必要な資格取得に向けた研修<br>・　経営改善等を図るために必要な資格を取得させるための研修<br>2　漁業研修所維持管理費<br>漁業研修所の維持管理に要する経費 |

**（8）水産業協同組合振興指導費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,209 | － | 1,209 | － | － | 水産経営課<br>組合係 |
| R７年度 | 1,209 | － | 1,209 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 水産業協同組合法に基づく指導監督により水産業協同組合の適正な運営を図るとともに、経営健全化を要する漁協に対し、経営健全化に向けた指導を実施することにより改善を図り、協同組合組織の発展を促進する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　一般指導<br>水産業協同組合法の改正、法令などの解釈、常例検査結果の事後指導、経営状況などの各種調査を通じて漁協の状況を把握し、必要な指導を適宜実施する。<br>また、漁協を取り巻く課題や問題等について、漁連を始めとする系統団体とも緊密な連携をとりながら、迅速かつ適切に対応する。<br>＜系統団体が中心となって行う指導＞<br>・監査、決算他実務指導、漁協経営改善対策など<br>２　経営健全化指導<br>「漁業協同組合経営強化総合対策事業」などの事業期間が終了し、自主改善計画を実践中の合併漁協について、北海道漁協経営強化推進本部を中心として事業の実績検討を行い、計画の着実な達成を指導する。<br>また、大幅な漁獲減など経営環境の変化により経営基盤の強化等が遅れている漁協に対して、組織・事業の見直しや施設統合、財務改善計画の策定などの経営指導を行うとともに、組合運営の健全性を確保するための指導を行う。 | | | | | |

**（9）漁業協同組合経営指導事業費補助金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,905 | － | 1,905 | － | S36～ | 水産経営課<br>組合係 |
| R７年度 | 1,905 | － | 1,905 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 補助 | |
| 実施主体 | 北海道漁業協同組合連合会 | | | 負担区分 | 道1/2 | |
| 事業目的 | 厳しい漁業環境の中で、経営不振漁協の経営安定を図っていくことが緊急課題であり、系統団体をあげての指導強化が求められていることから、本道漁業協同組合の健全な発展と漁業者の経済的・社会的地位の向上及び漁業経営の安定を目的に北海道漁業協同組合連合会が行う事業に対し助成する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　補助対象事業<br>区　分：漁協経営指導事業／主な事業：漁協経営実務指導、漁協経営改善対策／補助対象経費：3,810千円<br>２　補助率　1/2以内<br>３　補助額　1,905千円 | | | | | |

**（10）漁業共済事業普及指導費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 258 | － | 258 | － | S49～ | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 258 | － | 258 | － | | |
| 区　　分 | 道単独（H18税源移譲） | | 実施方法 | 直営 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道10/10 | | |
| 事業目的 | 漁業者が台風・高波等の自然災害や海況の変化による不漁などに見舞われた際、漁業災害補償法に基づく相互救済の精神を基調とした保険の仕組みにより、その損失を補填する漁業共済制度への加入を促進し、本道漁業者の経営安定を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | 平成23年度から漁業共済制度に上乗せし減収を補填する「漁業収入安定対策事業」が開始されたことから、本道漁業者のより一層の漁業経営の安定に資するため、漁業共済未加入漁業者への加入進活動等を実施する。 | | | | | |

**（11）資源管理体制推進事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 20,038 | － | 208 | 19,830 | H23～ | 水産経営課 組合係<br>漁業管理課 管理調整係<br>成長産業課 先端技術係 |
| Ｒ７年度 | 20,052 | － | 222 | 19,830 | | |
| 区　　分 | 道単独、受託事業 | | 実施方法 | 直営、受託 | | |
| 実施主体 | 北海道、北海道資源管理協議会 | | 負担区分 | 道10/10、協議会10/10 | | |
| 事業目的 | 近年、水産資源の状況は、低位にあるものや減少傾向にある魚種が多く、総じて厳しい状況にあり、水産資源の積極的な回復や維持を図ることが非常に重要な課題である。<br>このため、資源状況に即して資源管理を進める必要があり、資源管理の基本的な考え方（資源管理方針）を示すとともに、漁業者がこれに沿って計画的に資源管理に取り組む体制を構築し支援することにより水産資源の管理・回復を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | ○北海道資源管理協議会（道、水試、漁業系統団体で構成）が、国から補助を受け、次の業務を実施する（一部、関係機関へ委託等により実施）。<br>① 北海道資源管理方針の策定(変更)に際しての関係者間の検討<br>② 資源管理協定等の作成(変更)指導及び自己点検の指導<br>③ 資源管理協定に基づく取組及び漁場改善計画において定める適正養殖可能量に対する履行確認等<br>④ 資源管理方針の策定や改正の検討等に必要な科学的データの収集等<br>⑤ その他本事業の実施に当たり必要となる業務 | | | | | |

**（12）漁業金融対策**

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 漁業は、海洋環境の変動等自然条件や社会的条件の影響を強く受けるため生産性リスクが高いこと、また、多額な設備投資が必要なことから、これらを補完するため、漁業経営に必要な各種制度資金の適正な融資や指導により、漁業経営の基盤強化を図る。 |
| 事業内容 | １　漁業近代化資金等による設備資金<br>漁業近代化資金や沿岸漁業改善資金等の借入れ目的に応じた適切かつ円滑な融資に努め、漁業者の資本装備の高度化や近代的な漁業技術の導入など漁業経営基盤の確立を目指す。<br><br>２　経営不振者対策<br>抜本的な見直しが必要となっている不振漁業者にあっては組織的な構造再編を促すとともに選別融資の徹底を図り、漁業経営の再建可能者にあっては、過度な設備投資を抑制させながら、漁業者の経営状況や負債の実態に合わせて漁業経営維持安定資金等を活用した既往債務の負担軽減対策を講じ、経営改善計画の樹立による総合的な負債整理対策を進め、再建を支援するとともに事後指導の徹底を図る。<br><br>３　令和８年度制度資金の融資枠（道の利子補給等による支援措置）<br>（1）融資を予定している事業<br>・漁業近代化資金　94億円<br>・漁業振興資金　20億円（平均残高）<br>・沿岸漁業改善資金　２億円<br>・漁業経営維持安定資金　６億円<br>・水産加工振興資金　20億円（平均残高）<br><br>（2）融資を終了している事業（利子補給のみ実施）<br>・漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金 |

**（13）農林漁業資金管理指導費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 300 | － | － | 300 | － | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 300 | － | － | 300 | | |
| 区　　分 | 受託事業 | | | 実施方法 | 受託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | － | |
| 事業目的 | 株式会社日本政策金融公庫法に基づき、農林漁業の生産力の維持推進に必要な長期かつ低利の資金を融通するため設置された（株）日本政策金融公庫の資金について、有効・適切な活用を推進する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　（株）日本政策金融公庫資金の貸付対象事業に係る調査等<br>（株）日本政策金融公庫からの委嘱に基づき、漁業基盤整備資金等の貸付に際し、事業計画に係る知事の意見を提出する。<br><br>２　主な農林水産事業（知事意見の提出が求められる資金）<br>（1）漁業基盤整備資金<br>（2）中山間地域活性化資金<br>※受託先　　（株）日本政策金融公庫 | | | | | |

**（14）漁業近代化資金利子補給金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 608,828 | － | 608,828 | － | Ｓ44～ | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 613,276 | － | 613,276 | － | | |
| 区　　分 | 道単独（H17税源移譲） | | | 実施方法 | 利子補給 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道　0.40～1.30% | |
| 事業目的 | 漁業者等の経営の近代化を目的に、資本整備の高度化を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | １　事業内容<br>漁業近代化資金の約定融資残高（平成18年～令和８年度融資）に対する利子補給を行う。<br>２　貸付条件等<br>・貸付対象事業<br>（1）漁船（総トン数130トン未満）の建造、取得又は改造<br>（2）漁船漁具保管修理施設等の改良造成又は取得<br>（3）漁場改良造成機具等の取得<br>（4）漁具又は養殖施設の取得<br>（5）水産動植物の種苗の購入又は育成<br>（6）漁村環境整備施設の改良造成又は取得<br>（7）農林水産大臣指定資金<br>・貸付対象者　　漁業者、水産加工業者、水産業協同組合等 | | | | | |

| | |
|---|---|
| | ・貸付限度　　9,000万円～12億円<br>・貸付期間　　５～20年以内（うち据置期間２～３年以内）<br>・貸付利率　　2.70%　（令和８年２月19日現在）<br>・償還方法　　元本均等償還（年賦又は半年賦）<br>・融資残高　　429億7,589万円　（令和７年12月31日現在）<br>・融資枠　　94億円 |

**（15）沿岸漁業改善資金貸付事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 202,738 | － | － | 202,738 | Ｓ54～ | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 202,791 | － | － | 202,791 | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 融資 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 沿岸漁業従事者等の経営改善等を図るため、水産業改良普及組織等の行う普及指導活動との密接な連携のもと、必要な資金を無利子で融資する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　資金種類　（1）経営等改善資金<br>（2）生活改善資金<br>（3）青年漁業者等養成確保資金<br>２　融資条件　貸付利率：無利子<br>償還期間：２～12年（うち据置期間０～５年以内）<br>貸付限度額：10～5,000万円<br>一漁業者当たり限度額：5,000万円<br>３　融資機関　北海道（貸付・償還事務の一部を信漁連、漁協に委託）<br>４　貸付対象者　沿岸漁業者等（個人、団体、会社）<br>５　融資残高　4,466万円　（令和７年12月31日現在）<br>６　融資枠　２億円<br>７　根拠法令　沿岸漁業改善資金助成法、北海道沿岸漁業改善資金貸付規則 | | | | | |

**（16）漁業振興資金利子補給金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 18,000 | － | 18,000 | － | Ｓ56～ | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 18,000 | － | 18,000 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 利子補給 | |
| 実施主体 | 北海道信用漁業協同組合連合会 | | | 負担区分 | 道0.9% | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 経営基盤の脆弱な主として20トン未満の漁船を使用する沿岸漁業者に対し、短期の低利な経営資金又は緊急資金の融通を円滑にするため、道が融資機関に利子補給を行うことにより、沿岸漁業者の漁業経営の安定向上を図る。 |
| 事業内容 | １　貸付対象事業<br>（1）一般資金<br>①　着業に必要な経費<br>②　経営改善に必要な経費<br>ア　資源管理型漁業の促進に要するもの<br>イ　省経費型漁業への移行に要するもの<br>ウ　経営安定型漁業の確立に要するもの<br>（2）特別資金<br>①災害対策に要する経費、②クロマグロの漁獲管理を行うために必要な経費<br>２　貸付対象者<br>主として総トン数20トン未満の漁船を使用し沿岸漁業を営むもの<br>３　貸付限度額　一般資金　500万円<br>（特認800万円、ただし秋さけ定置網漁業は2,000万円）<br>特別資金　500万円<br>４　償還期限　１年以内<br>５　末端利率　一般資金1.9%、特別資金0.8%（令和８年２月１日現在）<br>６　融資機関　信漁連、各漁業協同組合<br>７　融資枠　20億円 |

**（17）漁業経営維持安定資金融通助成事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 6,319 | － | 6,319 | － | S51～ | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 7,389 | － | 7,389 | － | | |
| 区　　分 | 道単独（H17税源移譲） | | 実施方法 | 利子補給 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道1.25%～1.30% | | |
| 事業目的 | 国際規制の強化、漁業の経済的諸条件の著しい変動等により、漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者に対し、延滞・固定化した債務等の整理を行い、当該漁業者の漁業経営の安定を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | １　漁業経営維持安定資金の融資残高(平成24年～令和８年度融資分)に対する利子補給を行う。<br>・融資残高　２億5,243万円（令和７年12月31日現在）<br>２　借受資格者<br>固定化債務等を有しているため漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者であって、再建計画について知事の認定を受けた者。<br>（漁家経営）<br>本資金の融通によって、負債整理を行うことが必要と認められる者<br>（企業経営）<br>・直近３か年漁業収支が、通算して損失となっている者<br>・自己資本不足比率が、0.1以上の者<br>３　貸付限度　4,000万円～４億円（特認あり）<br>４　貸付期間　10年以内［特認15年以内］<br>５　貸付利率　沿岸2.70%　遠洋3.15%　（令和８年２月19日現在）<br>６　償還方法　元本均等償還<br>７　融資機関　漁協、信漁連、農林中金、銀行、信用金庫<br>８　融資枠　６億円 | | | | | |

**（18）漁業経営改善促進資金利子補給金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 282 | － | 282 | － | Ｈ７～ | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 244 | － | 244 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | 実施方法 | 利子補給 | | |
| 実施主体 | 北海道信用漁業協同組合連合会 | | 負担区分 | 道1.875% | | |
| 事業目的 | 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画に従い漁業経営の改善の措置を行う中小漁業者のうち、資金利用計画を作成し知事認定を受けた者に対し、低利の短期運転資金を融通することにより、その経営の改善の円滑な推進を支援する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　北海道低利預託資金の造成に必要な資金を全国漁業信用基金協会に融資する北海道信用漁業協同組合連合会に対して、利子補給を行う。<br>・利子補給金　282千円　（北海道低利預託資金造成額×1.875%） | | | | | |

| | |
|---|---|
| | 2　借受資格者<br>漁業経営改善計画の認定を受けた中小漁業者で、次の要件を全て満たし、資金利用計画の知事認定を受けた者。<br>・漁業経営改善計画が運転資金を必要とするような具体的な経営改善措置を内容とするもので、当該年度において、その措置に着手することが確実であること<br>・青色申告を行っていること<br>・既往借入金の返済財源が確保されていること（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること）<br>3　貸付方式<br>極度貸付方式（極度額の限度で随時借入、随時返済）による当座貸越又は手形貸付<br>4　利用期間　漁業経営改善計画期間中（原則５年間）<br>5　極度額の上限　漁業形態、経営規模等に応じ3,000万円～１億9,000万円の上限設定（特認あり）<br>6　償還期限　1年以内（当座貸越の場合は、１年程度の当座貸越契約期間内）<br>7　貸付利率　1.85%（令和８年２月１日現在）<br>8　融資機関　漁協、信漁連、農林中金、銀行、信用金庫 |

**（19）水産加工振興資金貸付金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 1,000,000 | － | △2,686 | － | S52～ | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 1,000,000 | － | △1,219 | － | | |
| 区　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 預託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 水産加工業者等の経営基盤の強化と事業の安定向上を促進するため、低利の運転資金を融資する。 |
| 事業内容 | 1　貸付対象　①原魚・加工資材共同購入資金、製品共同販売資金<br>②秋さけ・ほたてがい加工促進資金<br>2　対象者　上記①資金　漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工協同組合、北海道水産物加工協同組合連合会<br>上記②資金　水産加工業者、北海道漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工協同組合、北海道水産物加工協同組合連合会<br>3　貸付限度額　上記①資金　7,000万円（一般）、１億2,000万円（特認）<br>上記②資金　１億2,000万円<br>4　貸付期間　１年以内<br>5　貸付利率　1.6%（令和８年２月１日現在）<br>6　融資機関　北海道信漁連、農林中金、商工中金、銀行、信用金庫、信用組合及び漁協<br>7　融資枠　20億円（平均残高） |

**（20）漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 214 | － | 214 | － | H27～Ｒ14 | 水産経営課<br>組合係 |
| Ｒ７年度 | 214 | － | 214 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 利子補給 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道0.625% | |

**事業目的**

漁業近代化資金より償還期間の長い漁船取得等（建造・取得・機関換装）のための資金を設け、利子補給措置を行い、老朽化した漁船の円滑な更新を進める。
（平成26年度のみ貸付）

**事業内容**

1　借受資格者　漁業を営む個人及び法人、漁業生産組合
2　資金使途　　漁船代船建造もしくは取得、及び推進機関の換装
3　融資機関　　信用事業を行う漁業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会
4　償還期限と貸付限度額

| 資金使途 | 償還期限 | 貸付限度額 |
|---|---|---|
| 漁船建造・取得 | 18年以内（据置15年） | 事業費の24/180以内 |
| 推進機関換装 | ９年以内（据置７年） | 事業費の16/90以内 |

5　貸付利息　　0.6～0.8%（漁業近代化資金と同率）
6　利子補給率　0.625%
7　融資実績　　７件　51,780千円
8　融資残高　　34,120千円（令和７年12月31日現在）

**（21）水産業物価高対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R７年度補正 | 1,102,245 | 1,102,245 | － | － | R７～ | 水産経営課組合係<br>漁業管理課サケマス係<br>成長産業課栽培振興係 |

| 区　　分 | 非公共（交付金） | 実施方法 | 補助 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 下記の通り | 負担区分 | 下記の通り |

**事業目的**

燃油価格や電気料金等の上昇の影響を受ける水産関係者に対して支援を実施する。

**事業内容**

○漁業用燃油価格対策事業費

国の漁業経営セーフティーネット構築事業における漁業者等の積立金相当額を支援

| 項　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 実施主体 | 道漁連、機船漁業協同組合等 |
| 補助対象者 | セーフティーネット加入漁業者等 |
| 補助率等 | 補助率：10分の10以内<br>補助対象金額：R7積立金相当額 |
| 所要額 | 899,680千円 |

○種苗生産施設電気料金等支援事業費

電気料金による負担軽減を図るため、種苗生産事業者に対して電気料金の価格上昇分を支援

| 項　目 | 内　　容 | |
|---|---|---|
| 実施主体 | さけ･ます増殖事業協会(9団体) | 漁協・栽培公社(30団体) |
| 対象経費 | 電気料金価格上昇分(R7-R6) | 電気料金価格上昇分(R7-R6) |
| 補助率 | 10/10以内 | 10/10以内 |
| 所要額 | 24,003千円 | 12,562千円 |

○漁業協同組合省エネルギー化推進事業費

物価高騰の影響により、経営が圧迫されている漁協の負担軽減を図るため、省エネルギー設備の導入を支援

| 項　目 | 内　容 |
|---|---|
| 実施主体 | 北海道 |
| 対象 | 漁協 |
| 採択要件 | 燃油・電力使用量の削減<br>エンジン：▲５％以上<br>その他機器：▲10%以上 |
| 補助率 | 上限：2,000千円 |
| 所要額 | 166,000千円 |

## 3　水産林務部水産局漁港漁場課

### (1) 水産基盤整備事業（公共）

#### 1　目的・概要等

北海道には現在241の漁港があり、その前面には恵みの場としての漁場が、背後には水産都市から小さな漁村まで様々な地域社会が形成されている。水産基盤整備事業はこのような環境において、安全で良質な水産物の安定供給はもとより、自然環境の保全・創造、水産業の発展、地域社会の活性化に貢献できる整備を目指している。

#### 2　事業内容

Ⅰ　水産基盤整備事業

（１）水産物供給基盤整備事業

①　水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の安定供給と国民のニーズに的確に対応した衛生管理の高度化等を図るため、水産物の生産・流通の拠点となっている漁港等において、水産物の品質・衛生管理の向上、陸揚・集出荷機能の強化等に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備を行う。

〇事業主体　　北海道、市町村、水産業協同組合

〇国庫補助率　8/10～1/2

〇採択要件

１）計画事業費が１事業につき５億円を超えるもの。

２）利用漁船の実隻数が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が５千トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの。

３）水産業の振興を図る上で、特に必要と認められるもの。

②　水産物供給基盤機能保全事業

水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を図るため、水産基盤整備事業等により総合的かつ計画的に施設整備を実施してきたところであるが、近年、整備後の施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に捉えた計画的な取組により、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。

〇事業主体　　北海道

〇国庫補助率　漁港施設8/10～1/2、漁場施設1/2

〇採択要件

１）第１種又は第２種漁港であって、１港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの。

・利用漁船の実隻数が50隻程度以上

・登録漁船隻数が50隻程度以上

・陸揚金額が１億円程度以上

・水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの。

２）第３種又は第４種漁港であること。

３）漁場施設（増殖場、養殖場）については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が上記１）又は２）に該当するものであること。

③　漁港施設機能強化事業

漁港は、高潮、波浪等自然災害の被害を受けやすい条件下にあることに加えて、これまで過去の設計基準で整備された漁港施設においては、近年の自然条件の変化に対して十分に安全が確保されているものとなっていないことから、漁港の安全対策と漁業活動への影響を軽減させる観点から、近年の高潮、波高の増大等、自然災害の発生状況に予防的対策も含め的確に対応した漁港施設の機能強化を効果的に実施する。

〇事業主体　　北海道

〇国庫補助率　8/10～1/2

〇採択要件

１）計画事業費が１地区あたり５千万円以上20億円未満のもの（機能診断は２千万円以上）

２）近年の高潮、波高の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設

３）現況の設計諸元が不足していることが要因となり、災害や事故等の発生が見込まれること

（２）水産資源環境整備事業

①　水産環境整備事業

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあるほか、磯焼け等の拡大による藻場・干潟の減少、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化しており、水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復を図ることが求められていることから、より広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施することにより、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図る。

ア　利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設

・事業メニュー

魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、消波施設、海水交流施設等）、湧昇流漁場（マウンド礁）、養殖場（消波施設、区画施設等）

〇事業主体　　北海道

〇国庫補助率　1/2

〇採択要件

１）計画事業費が１事業につき３億円を超えるもの（一部メニューを除く）

２）事業規模等が一定の要件を満たすもの　等

イ　水域環境保全のための事業

・事業メニュー

堆積物の除去、底質改善（しゅんせつ、耕うん等（養殖場を含む））、作れい、藻場・干潟の整備、海水交流施設等の整備等

〇事業主体　　北海道、市町村、水産業協同組合

〇国庫補助率　1/2、1/3、1/4、6/10

〇採択要件

１）計画事業費が１事業につき５千万円（市町村、漁協等が行う事業は、１千万円以上）を超

えるもの（漁港区域内で行うしゅんせつについては、計画事業費が３千万円を超えるもの）
２）事業規模等が一定の要件を満たすもの　等

② 水産生産基盤整備事業

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあるほか、磯焼け等の拡大による藻場・干潟の減少、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化している。そのような中、漁港は漁業の生産の場として重要であるとともに、漁港の静穏水域や漁港施設は、水産生物の幼稚仔の生育の場や餌料の培養等の役割も果たしていることから、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備とともに、水域の環境保全対策を総合的に実施することによって、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給体制の構築を図る。

ア　浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設（水産資源の増養殖機能付加含む）を一体的に整備する事業

〇事業主体　　北海道

〇国庫補助率　漁港施設8/10～1/2、漁場施設1/2

〇採択要件

１）計画事業費が１事業につき３億円（ただし、漁港施設の整備が含まれる場合は５億円）を超えるもの

２）事業規模等が一定の要件を満たすもの　等

イ　養殖場を含む水域の環境保全のための事業

〇事業主体　　北海道、市町村、水産業協同組合

〇国庫補助率　1/2、1/3、1/4、6/10

〇採択要件

１）計画事業費が１事業につき５千万円（市町村、漁協等が行う事業は、１千万円以上）を超えるもの。（一部メニューを除く）

２）事業規模等が一定の要件を満たすもの　等

（３）水産基盤整備調査費補助

① 水産基盤整備総合計画調査

地域における水産基盤の計画的かつ効果的な整備を図るため、水産基盤整備事業及びその関連事業の実施に関し基本となる計画（マスタープラン）を策定するために必要な調査。

〇事業主体　　北海道

〇国庫補助率　　1/2

② 水産基盤整備計画課題調査

水産基盤整備を効果的かつ効率的に進めるため、水産基盤整備事業に関する計画の作成及びその実施に関して課題を有する事業・地区について、その課題を解決するために必要な調査。

〇事業主体　　北海道、市町村

〇国庫補助率　　1/2

③ 水産基盤整備技術課題調査

水産基盤整備事業を効果的かつ効率的に進めるため、技術的な課題を有する事業・地区につい

て、その課題を解決するために必要な調査。

○事業主体　　北海道、市町村

○国庫補助率　1/2

Ⅱ　漁村整備事業

漁村の基盤的役割を担う漁村インフラ施設（漁業集落環境施設や漁港環境施設等）の整備を実施し、強靭化を推進することにより、水産業及び漁村の活性化と持続的な発展を図る。

○事業主体　　市町村

○国庫補助率　1/2

○事業メニュー　漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、用地整備

○採択要件

１）漁業依存度が高く、今後も漁業の振興を図ることが適当であると認められる集落

２）１事業の総事業費が３千万円を超えるもの（一部メニューを除く）　等

Ⅲ　農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

実施事業の内、水産基盤整備事業関係は以下のとおり。

（１）水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る。

（２）漁村再生交付金事業

活力の低下した漁村地域の再生を進めるため、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤施設や生活環境施設の効率的整備を行う。

○水産基盤整備事業等における北海道開発予算

（単位：千円）

| 令和７年度予算 | | |
|---|---|---|
| 事業区分 | 事業費 | 国費 |
| （水産基盤整備事業） | | |
| 直轄特定 | 14,671,000 | 14,671,000 |
| 水産流通 | 3,032,000 | 1,892,000 |
| 機能保全 | 5,347,000 | 3,483,000 |
| 機能強化 | 270,000 | 189,000 |
| 水産環境 | 6,080,000 | 3,040,000 |
| 水産生産 | 552,000 | 374,000 |
| 漁村整備 | 600,000 | 300,000 |
| 調査費補助 | 4,000 | 2,000 |
| （農山漁村地域整備交付金） | | |
| 水産物供給基盤 | 10,000 | 5,000 |
| 漁村再生交付金 | 920,000 | 552,000 |
| 漁港環境 | 0 | 0 |
| 漁業集落環境 | 0 | 0 |
| 合計 | 31,486,000 | 24,508,000 |

| 令和８年度予算 | | |
|---|---|---|
| 事業区分 | 事業費 | 国費 |
| （水産基盤整備事業） | | |
| 直轄特定 | 14,819,000 | 14,819,000 |
| 水産流通 | 3,042,000 | 1,994,000 |
| 機能保全 | 4,950,000 | 3,237,000 |
| 機能強化 | 400,000 | 280,000 |
| 水産環境 | 6,098,000 | 3,049,000 |
| 水産生産 | 782,000 | 512,000 |
| 漁村整備 | 600,000 | 300,000 |
| 調査費補助 | 4,000 | 2,000 |
| （農山漁村地域整備交付金） | | |
| 水産物供給基盤 | 96,000 | 48,000 |
| 漁村再生交付金 | 900,000 | 540,000 |
| 漁港環境 | 0 | 0 |
| 漁業集落環境 | 0 | 0 |
| 合計 | 31,691,000 | 24,781,000 |

注．直轄特定とは、国が整備を行う第３・４種漁港の整備をいう。

## 3　事業のイメージ

（1）漁港整備事業の紹介

北海道の漁港は現在241港。水産物の生産・流通の拠点となっており、以下のような整備を進めている。

① 水産物の品質・衛生管理体制を強化するための屋根付岸壁や清浄海水導入施設等の整備。

② 異常気象に起因する越波や高潮による漁船などの被害を防止するため防波堤の嵩上げ等、漁港施設の機能強化対策。

③ 多くの漁港では航路や泊地が堆砂による埋塞傾向にあり、安全な利用に支障が生じているため防砂堤の整備等による漂砂対策の実施。

④ これまで整備された施設の老朽化や更新が必要な施設が増加していることから、これら施設の維持・延命化対策の実施。

【衛生管理対策としての屋根付岸壁整備】

【異常気象時の越波による漁船被害】

【堆砂による航路・泊地の埋塞】

【老朽化が著しく対策が必要な漁港施設】

（２）漁場整備事業の紹介

漁場の整備については、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げをめざし、水産生物の動態・生活史に配慮した沿岸・沖合域における良好な生息環境空間を創造する整備を進めている。

①魚礁

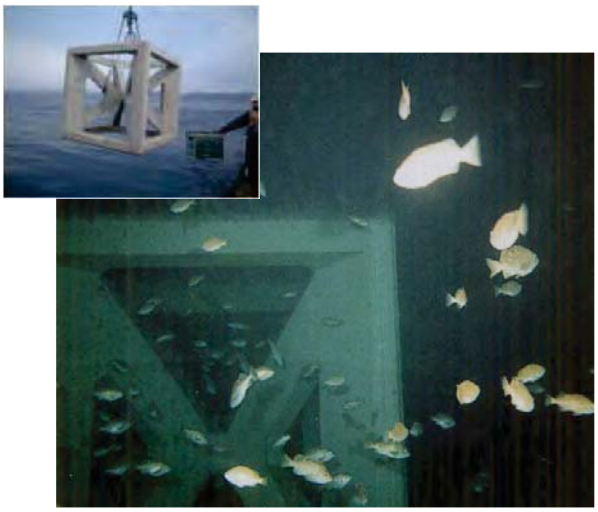

②産卵礁の造成

（ヤナギダコ産卵礁）

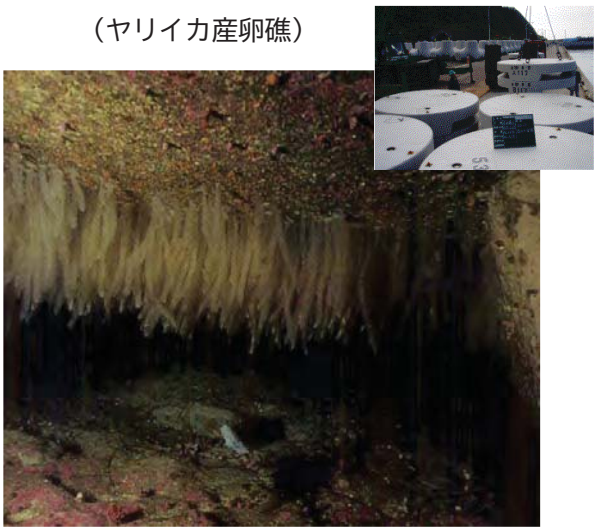

（ヤリイカ産卵礁）

③増殖場

（コンブ増殖場）

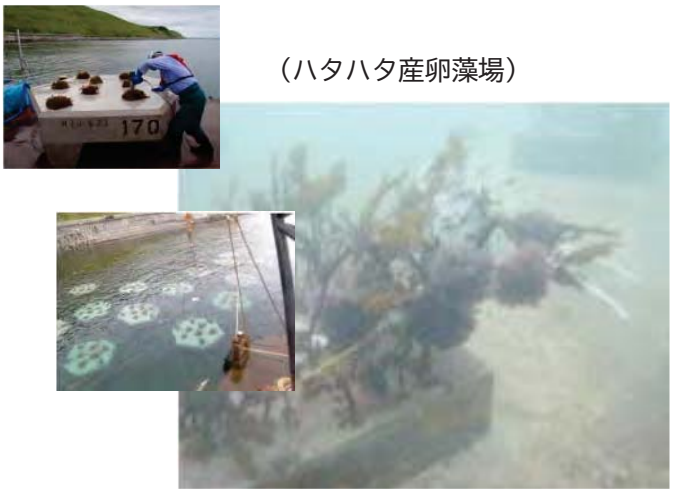

（ハタハタ産卵藻場）

**（2）漁港計画調査費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 30,411 | － | 30,411 | － | H元～ | 漁港漁場課<br>計画係、管理係 |
| Ｒ７年度 | 30.411 | － | 30,411 | － | | |
| 区　　分 | 道単独（公共関連） | | | 実施方法 | 委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 公共事業の国費予算請求に要する資料等を収集するために、事前に道単独費により各種調査の実施、関係平面図の作成等を行い、水産物供給基盤整備事業等の公共事業の円滑かつ効率的な実施を図る。また、漁港施設用地と背後の民有地との境界が明確になっていない漁港について、用地測量を行い、漁港管理の適正化を図る。 |

事業内容

| 区　　分 | 調　査　の　内　容 |
|---|---|
| 漁港関係事業<br>事前調査 | 水産物供給基盤整備事業等の実施に先立って、地元関係者への事前説明や各種協議に必要な資料を作成する。 |
| 漁港整備事業<br>概略調査 | 漁港利用者及び関係機関と施設の安全性や利便性等について協議を行い、施設の規模を決定するのに必要な資料を作成する。 |
| 深浅調査 | 構造断面の決定及び数量の算出に必要な水深測量を行う。 |
| 静穏度<br>解析調査 | 最適な静穏を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。 |
| 漂砂解析調査 | 最適な漂砂防止機能を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。 |
| 漁港関連道<br>予備調査 | 漁港関連道事業の概算請求に先立って、漁港利用者及び関係機関とルートの選定、構造断面等について協議を行い、道路の概要を決定するための各種調査。 |
| 漁港整備事業<br>費用対効果分析 | 新規事業採択時、また計画変更時において、整備を進める上での経済効果を把握し、事業の妥当性を検証するための経費。 |
| 漁村再生交付金<br>計画調査 | 漁村再生交付金の実施に先立って、国から承認を受けるための全体事業計画を策定するために行う調査に要する経費。 |
| 漁港区域関係調査 | 漁港区域の変更に必要な詳細調査や各種協議資料の収集及び作成を行う。 |
| 影　響　調　査 | 漁港区域の変更を行う際に、近隣の海岸や河川等への影響検討についてのシミュレーションを行う。 |
| 計画平面図作成 | 漁港の拡張整備等を行う際に、漁港区域と漁港施設との位置関係を明らかにするため、漁港計画平面図の作成を行う。 |
| 公有水面埋立<br>平面図作成 | 漁港用地の造成や漁港施設の整備により、水面の埋立を行う場合、「公有水面埋立法」に基づく埋立申請に必要な添付図面等の作成を行う。 |
| 漁港区域測量調査 | 漁港区域の官民境界線の明確化及び公共空地の用途廃止等を行うための測量に要する経費。 |

**(3) 漁港整備事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 585,169 | － | 585,169 | － | Ｓ33～ | 漁港漁場課<br>計画係 |
| Ｒ７年度 | 585,169 | － | 585,169 | － | | |
| 区　　分 | 道単独（公共関連） | | | 実施方法 | 請負 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 漁業生産基盤である漁港の機能を維持、向上させるため、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共用地）の新設、増設又は小規模な改良整備を行い、漁業の生産向上を図る。<br>また、公共災害復旧事業に採択されない水域施設や用地等の復旧整備を行う。 | | | | | |
| 事業内容 | 対象事業<br>・漁港整備事業<br>（１）基本施設（外郭施設、係留施設、水域施設）<br>（２）機能施設（輸送施設、漁港施設用地） | | | | | |

**(4) 漁港漁村活性化対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 148,000 | 101,100 | 40,500 | 6,400 | Ｓ29～ | 漁港漁場課<br>計画係 |
| Ｒ７年度 | 132,200 | 75,960 | 37,494 | 18,746 | | |
| 区　　分 | 非公共（交付金）、道単独、負担金 | | | 実施方法 | 補助、直営 | |
| 実施主体 | 別記 | | | 負担区分 | 別記 | |
| 事業目的 | 漁港の機能向上や利用の円滑化を図るため、現有ストック効果の最大化、就労環境や漁港機能の改善に係る施設整備を実施し、漁港機能を増進する。<br>また、漁業地域の活性化と漁村の暮らしを守るための防災対策施設等の整備を実施する。 | | | | | |

## (5) 漁港海岸事業（公共）

1　目的・概要等

「海岸保全基本計画」に基づき、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう総合的な海岸保全を推進する。

2　事業内容

貴重な国土の侵食防止や道民の生命・財産を高潮、津波等による被害から守ることと併せて、海岸の利用や環境に配慮した海岸保全施設の新設・改良を行う。

海岸保全基本計画の整備目標

○　道民の生命・財産を守り、国土保全に資する質の高い安全な海岸の創造
------- 安　全　な　海　岸 -------
○　自然との共生を図り、豊かでうるおいある海岸の創造
------- 自 然 と 共 生 す る 海 岸 -------
○　利用しやすい親しみの持てる、美しい快適な海岸の創造
------- 利用される親しみやすい海岸 -------

・高潮対策事業　：国民経済上および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守る施設の新設・改良事業。
・連携事業　：水産物の生産・流通上重要な地域の海岸堤防等を対象に、近接する他事業と連携し計画的集中的に津波・高潮への対策を行う事業。
・津波対策緊急事業　：津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に津波対策を行う事業
・海岸ﾒﾝﾃﾅﾝｽ事業　：予防保全型のｲﾝﾌﾗﾒﾝﾃﾅﾝｽへの転換に向け海岸保全施設の老朽化対策または機能向上を計画的かつ集中的に整備する事業

令和８年

| 事　業　名 | 事業主体 | 国庫補助率 | 実施箇所 |
|---|---|---|---|
| 高潮対策 | 北海道 | 2/3, 11/20 | 7 |
| 連携 | 北海道 | 11/20 | 1 |
| 津波対策緊急 | 北海道 | 11/20 | 1 |
| 海岸メンテナンス | 北海道 | 11/20 | 3 |
| 合　計 | | | １２ |

尾岱沼漁港海岸（別海町）高潮対策事業

浸水状況

背後家屋被害状況

施設整備状況

古平漁港海岸（古平町）海岸メンテナンス事業

・全景

・護岸老朽化状況

・護岸整備状況

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 1, 573, 200 | 913, 000 | 660, 200 | － | S32～ | 漁港漁場課 |
| Ｒ７年度 | 1, 520, 600 | 879, 000 | 641, 600 | － | | 事業係 |

### （6）漁港災害復旧事業費（公共）

1　目的・概要等
　異常な天然現象により公共土木施設に被害が発生した場合、迅速に機能回復することを目的とする。
2　事業内容
　公共土木施設の災害復旧は、地域の復旧・復興のため、迅速かつ確実に実施すべき基本事業であるが、災害復旧の費用は、地方公共団体にとって、臨時かつ多額な支出となるため、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく国の支援のもと、早期に原形に復旧を行う。
3　対象施設（漁港関係分抽出）
(1)漁港
　漁港漁場整備法に基づき指定された漁港に係る基本施設（防波堤等）又は漁港の利用上及び管理上重要な輸送施設（道路等）で、漁港台帳に記載されているもの。
(2)海岸
　漁港区域内の海岸法の規定に基づき指定された海岸又はこれに設置する堤防、護岸、離岸堤その他海岸を防護するための施設で、漁港海岸台帳に記載されているもの。
4　国庫負担率
　国庫負担率　80%（北海道）
5　事業事例
・地震による岸壁エプロンの沈下（鵡川漁港【むかわ町】）

復旧前（岸壁の被災状況）

復旧工事の実施（タイ材取付　及び　コンクリート舗装）

復旧後

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 263,716 | 207,080 | 56,636 | － | － | 漁港漁場課 |
| R７年度 | 263,716 | 207,080 | 56,636 | － | | 事業係 |

### （7）漁港海岸特別対策事業費

1　目的・概要等

　漁港海岸保全区域内の海岸において台風、冬期風浪に伴う高潮や地震による津波の来襲、経常的な海浜の侵食などによる災害の発生を予防および災害の拡大を防止することを目的とし海岸保全を推進する。

2　事業内容

　災害の発生を予防する必要のある地域において、公共事業に採択されない小規模な堤防、護岸、離岸堤、消波堤、消波工、根固工などの海岸保全施設の新設・改良を行う。

3　事業財源

　漁港海岸特別対策事業は、起債（緊急自然災害防止対策事業）を財源として実施される事業である。

　緊急自然災害防止対策事業とは、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業。

4　漁港海岸の現状

　道内の沿岸域に分布する漁港海岸の背後集落の多くは、半島や岬などに位置していることから波浪の影響を特に受けやすい地域となっている。また、背後に山が迫る狭隘な地形に集落が形成されており、災害に対して極めて脆弱な環境下にある。

5　事業実施箇所

○越波対策
恵山泊漁港海岸（稚内市）

離岸堤の設置

○越波対策
元和漁港海岸（乙部町）

護岸の改良

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 255,000 | － | 255,000 | － | Ｓ58～ | 漁港漁場課 |
| Ｒ７年度 | 248,000 | － | 248,000 | － | | 事業係 |

**（8）漁港海岸維持補修費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 31,000 | － | － | 31,000 | S49～ | 漁港漁場課<br>事業係 |
| Ｒ７年度 | 31,000 | － | － | 31,000 | | |
| 区　　分 | 道単独 | | 実施方法 | 請負 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道10/10 | | |
| 事業目的 | 漁港海岸保全区域内において、道が管理する海岸保全施設のうち老朽化等により著しく機能が低下した施設を補修すること、または海岸に漂着した流木等により施設の機能が阻害されている場合に、流木等の処理を行うことにより、既存施設を適切かつ有効に機能させ、災害の発生を未然に防止する。 | | | | | |
| 事業内容 | 海岸保全施設の補修、流木処理 | | | | | |

**（9）漁港海岸計画調査費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 14,596 | － | 14,596 | － | Ｈ２～ | 漁港漁場課<br>事業係 |
| Ｒ７年度 | 14,596 | － | 14,596 | － | | |
| 区　　分 | 道単独（公共関連） | | 実施方法 | 委託 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道10/10 | | |
| 事業目的 | 漁港海岸保全事業を計画するに当たり、気象、海象、侵食状況等海岸の基本的事項の把握をはじめ、海岸保全施設の機能に関する調査等を行い事業執行に必要な基礎資料を得ることを目的とする。<br>並びに、海岸保全基本計画に基づく計画（H15～）の策定及び漁港区域の変更に伴う漁港海岸保全区域の指定及び指定変更を行い、円滑な事業執行を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | 深浅測量、区域測量調査、費用対効果分析、設計等 | | | | | |

**（10）災害調査費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 24,000 | － | 24,000 | － | Ｈ９～ | 漁港漁場課<br>事業係 |
| Ｒ７年度 | 24,000 | － | 24,000 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | 実施方法 | 委託 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道10/10 | | |
| 事業目的 | 負担法に基づく漁港施設及び漁港海岸施設の災害復旧事業を実施するに当たり、国庫負担申請に必要となる設計図書を作成するため、埋塞や風浪などによる漁港関係施設の破損状況調査、及び測量船や潜水船により水中部を調査することで確実な被災状況を把握することを目的とし、迅速な災害復旧事業の執行を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | 被害の実態を把握する測量調査、潜水調査、設計 | | | | | |

### （11）海業推進事業費

**【目的・概要等】**

漁協・市町村等が連携し、漁村の地域資源を活かした海業（※）の取組を円滑に立ち上げ、実施・展開していくために必要な調査等を支援する。

（※）海業：漁村の地域資源を活かした地域のにぎわいや所得、雇用を創出する、漁港での水産物の販売・料理提供、釣り・漁業体験等のこと

**【現状】**

| | |
|---|---|
| 国 | ・漁港漁場整備長期計画にて、令和８年度までに500件の海業の実施を目標として設定<br>・新たな海業等の取組実施に向けて、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等を行い、取組を積極的に支援する、全国86（うち北海道11）地区を「海業の推進に取り組む地区」として決定<br>・令和７年度から、市町村等による海業の実施に向けた取組を支援する制度を新設、計画から実施に向けた支援を本格化 |
| 市町村など | ・海業への関心は高まりつつある一方、人材の不足などから、事業計画立案に対する支援や、活用可能な事業メニュー、漁港施設の有効活用に関する助言を求めている |

**【事業内容】**

（１）海業実施に取り組む市町村および漁協等への支援

| 取　組　内　容 | 事業主体 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| ・マーケティング、ニーズ調査<br>・事業計画、コストに関する調査<br>・地域資源の発掘、磨き上げ調査<br>等 | 市町村、<br>漁業協同組合、<br>漁業協同組合等が組織する団体<br>等 | 補助 | 国定額 |

（２）海業実施に向けた市町村および漁協等向け勉強会

| 取　組　内　容 | 事業主体 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| ・海業にかかる制度などの説明<br>・海業に取組んでいる先進事例の紹介<br>・海業に取組んでいる市町村などの担当者による講演 | 北海道 | 直営 | 国1/2・道1/2<br>一部　道10/10 |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 41,395 | 40,550 | 845 | － | Ｒ７～ | 漁港漁場課<br>管理係 |
| Ｒ７年度 | 41,415 | 40,570 | 845 | － | | |
| 区分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 上記の通り | | | 負担区分 | 上記の通り | |

**（12）漁港利用適正化推進指導費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 39,048 | － | － | 39,048 | H12～ | 漁港漁場課<br>管理係 |
| R７年度 | 36,641 | － | － | 36,641 | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 漁港の適切な利用を維持するため、漁船以外の船舶所有者に対し、北海道漁港管理条例の改正趣旨などを啓発するとともに、利用可能漁港における適正利用の指導や不適切な利用者の情報収集等を行う。 | | | | | |
| 事業内容 | １ 業務の内容<br>（１）指定施設への適切な誘導・指導<br>（２）不適切な利用者の情報収集及び利用状況の確認<br>（３）漁港内での安全航行、地域ごとの細やかなルールの啓発<br>２ 業務の方法<br>利用可能漁港のうち監視人の配置が必要な漁港が所在する市町村又は漁業協同組合等に委託する。 | | | | | |

**（13）漁港維持補修費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 177,628 | － | － | 177,628 | H12～ | 漁港漁場課<br>管理係 |
| R７年度 | 187,710 | － | － | 187,710 | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 請負・委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 北海道が管理する漁港の基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共用地）が災害によらない老朽化または破損、流出、埋没した場合に原形に復旧するための補修をし、良好な漁港機能の維持保全を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | １　事業内容<br>（１）漁港維持補修工事・・・・・防舷材、係船柱環、側溝補修等<br>（２）漁港内清掃・・・・・・・・漁港内清掃を委託<br>（３）港灯電池、バッテリー、危険防止用品等の購入<br>（４）漁港パトロール・・・・・・管内各漁協にパトロール実施を委託<br>２　事業の実績（漁港維持補修費）<br>（漁港維持補修工事分のみ） | | | | | |

（単位：千円）

| R３ | | R４ | | R５ | | R６ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 箇所数 | 事業費 | 箇所数 | 事業費 | 箇所数 | 事業費 | 箇所数 | 事業費 |
| 308 | 165,123 | 289 | 150,017 | 266 | 145,967 | 242 | 142,686 |

**(14) 漁場整備開発事業計画調査費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 7,395 | － | 7,395 | － | H６～ | 漁港漁場課<br>漁場整備係 |
| R７年度 | 2,395 | － | 2,395 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 水産基盤整備事業のうち、漁場造成の実施に必要な資料が不足している地区で、国庫補助による調査が実施できない地区について、道単予算による調査を行い、水産基盤整備計画の円滑な推進を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | １　調査内容<br>（１）事前調査<br>水産基盤整備事業（漁場関係）における基本計画を策定するために必要な適地性の検討に係る調査。（物理化学的、生物学的、社会経済的条件調査）<br>（２）事業評価<br>水産基盤整備事業における計画策定又は効果の把握のため、造成漁場や天然漁場における漁場調査を行い、事業評価を行う。<br>（３）技術検討<br>試験研究の成果や漁業者の意見等を踏まえた効果的かつ経済的な施設の整備の方法の検討に必要な調査を行う。<br>２　調査期間<br>水産基盤整備事業のうち漁場施設の実施に係る調査として毎年度実施。 | | | | | |

**(15) 漁場施設整備事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 12,030 | － | 12,030 | － | S55～ | 漁港漁場課<br>漁場事業係 |
| R７年度 | 17,030 | － | 17,030 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 道が管理する漁場施設が永続的に当初の効果が発揮されるよう、管理、補修、改良整備等を実施する。 | | | | | |
| 事業内容 | １ 施設の維持補修工事の実施<br>２ 陸上施設の巡回点検等管理運営委託 | | | | | |

### （16）北海道豊かな海づくり推進事業費

**【目的・概要等】**

○　全国豊かな海づくり大会北海道大会を契機に、北海道の豊かな海を守り、育て、次世代につなぐ取組を全道に展開

○　水産業の持続的発展と地域活性化を目的に、大会開催を中心とした普及啓発や体験・学習の取組を一体的に推進

**【第１回北海道豊かな海づくり大会の開催実績】**

○　令和７年６月１日に小樽市にて開催

○　式典、稚魚放流、体験型イベントを通じ、幅広い世代が海や栽培漁業に親しむ機会を創出

○　子どもから大人まで幅広い世代の方々に、豊かな海づくりへの理解と関心を深める機会となった

**【事業内容】**

（１）北海道豊かな海づくり大会の開催

・　第１回大会の成果を踏まえ、「豊かな海づくり」を道民に広く発信する中心的行事として継続開催

・　式典や稚魚放流などを通じ、海の恵みへの感謝と豊かな海を守り育てる意識を共有

・　海の生き物と触れあえる体験コーナーや一次産業が連携した企画展示、物産販売などを展開

・　水産関係者に限らず、一般来場者の参加を促し、全道に豊かな海づくりの輪を広げる

**（２）大会を起点とした普及啓発の展開【拡充】**

・　本庁舎及び各（総合）振興局でのパネル展の実施

・　大会をまとめたダイジェスト動画の放映

・　大会の理念や取組を全道に発信

**（３）次世代につなぐ「育てる漁業体験塾」【拡充】**

・　学校等と連携した出前授業の実施

・　稚魚の水槽飼育・放流体験を通じ、子どもたちに海づくりの大切さを伝える

**【予算額】**

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">予算額（千円）</td><td>国</td><td>道</td><td>その他</td><td>実施年度</td><td>担当課・係</td></tr>
<tr><td>Ｒ８年度</td><td>15,000</td><td>－</td><td>15,000</td><td>－</td><td rowspan="2">Ｒ７～</td><td rowspan="2">漁港漁場課計画係</td></tr>
<tr><td>Ｒ７年度</td><td>10,000</td><td>－</td><td>10,000</td><td>－</td></tr>
<tr><td>区分</td><td colspan="3">道単独</td><td>実施方法</td><td colspan="2">直営、委託</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td colspan="3">北海道</td><td>負担区分</td><td colspan="2">道10/10</td></tr>
</table>

## 4　水産林務部水産局漁業管理課

### （1）海洋新秩序確立推進対策費（資源管理体制推進事業）

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 3,325 | － | － | 3,325 | H８～（受託はH23～） | 漁業管理課管理調整係 |
| R７年度 | 3,325 | － | － | 3,325 | | |

| 区　　分 | 受託事業 | 実施方法 | 受託 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 北海道資源管理協議会 | 負担区分 | 協議会10/10 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 「漁業法（平成９年１月から令和２年12月までは「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」）」に基づき、漁獲量を管理するＴＡＣ管理（ＴＡＣ：魚種毎の年間の漁獲量の上限）が実施されており、国の資源管理基本方針に基づき本道に配分されたＴＡＣ数量の適正な管理を行うため、北海道資源管理協議会からの委託を受け、管理区分ごとの配分基準等を定める北海道資源管理方針を策定し、当該方針内容の普及啓発を図るとともに、漁獲量の集計管理等を行い、本道周辺水域における水産資源の保存及び管理とその持続的利用を図る。 |
| 事業内容 | ○北海道資源管理方針の策定<br>・・国の資源管理基本方針により本道に配分された数量に基づき、試験研究機関等との協議、説明会等を実施し、北海道資源管理方針を策定する。<br>○普及･啓発・・ＴＡＣ制度・道資源管理方針のパンフレットを作成し、普及啓発を図る。<br>○漁獲管理・報告・・漁獲報告に関する現地指導、報告の集計・管理等を行う。 |

### （2）水産資源管理総合対策事業費（資源管理体制推進事業）

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,863 | － | 208 | 1,655 | H17～（受託はH23～） | 漁業管理課管理調整係 |
| R７年度 | 1,877 | － | 222 | 1,655 | | |

| 区　　分 | 道単独、受託事業 | 実施方法 | 直営、受託 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 北海道、北海道資源管理協議会 | 負担区分 | 道10/10、協議会10/10 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 資源評価結果などの科学的知見に基づいて、関係漁業の実態に見合った資源管理を促進するため、北海道資源管理協議会からの委託を受け、資源状況の周知、資源管理の啓発を図り、更に資源状況に応じた高度な資源利用や悪化した資源の回復を目指した総合的な取組方向を検討し、水産資源の持続的利用を目指す。 |

| | |
|---|---|
| 事業内容 | ○主要28魚種46海域の資源評価と管理対策検討<br>○北海道資源管理方針に関する関係者間の検討<br>○資源管理の周知啓発（資源管理マニュアルの作成）<br>○資源状況に応じた高度な管理・利用の検討<br>○資源状態が悪化した魚種の管理促進<br>[推進体制]<br>北海道　・地方独立行政法人北海道立総合研究機構<br> 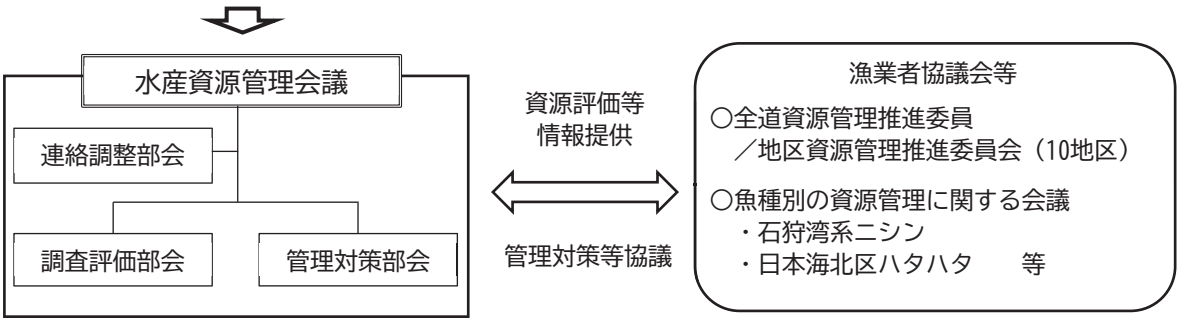 <br> |

**（3）漁船管理推進事業費（漁獲管理情報処理システム費）**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,820 | － | 184 | 1,636 | H８～ | 漁業管理課<br>管理調整係 |
| R７年度 | 1,962 | － | 256 | 1,706 | | |
| 区　分 | 道単独 | | 実施方法 | 直営 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道10/10 | | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 漁船登録事務の効率化を図るとともに海上保安部などの関係機関からの漁船登録内容に係る照会や取締り、許認可事務等の漁船検索に当該システムを活用し、作業の迅速化・簡素化を図る。<br>このほか、漁船登録状況の推移を把握するために北海道漁船統計表等の作成を行う。 |
| 事業内容 | 漁船情報処理システムを活用し、漁船登録情報のデータベース化・システム化を行うことにより、事務の迅速化・効率化に努める。<br>（１）漁船登録事務<br>（２）漁船登録変更事務<br>（３）漁船登録票再交付事務<br>（４）漁船検認事務（検認漁船の検索等）<br>（５）漁船登録謄本交付事務<br>（６）定期漁船報告事務<br>（７）漁船統計表作成事務 |

**（4）漁船管理推進事業費（漁船法等施行事務費）**

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">予算額（千円）</td><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">道</td><td rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">実施年度</td><td rowspan="2">担当課・係</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td>R８年度</td><td>5,653</td><td>－</td><td>－</td><td>5,653</td><td rowspan="2">S25～</td><td rowspan="2">漁業管理課<br>管理調整係</td></tr>
<tr><td>R７年度</td><td>7,417</td><td>－</td><td>－</td><td>7,417</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="3">道単独</td><td>実施方法</td><td>直営</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="3">北海道</td><td>負担区分</td><td>道10/10</td></tr>
<tr><td>事業<br>目的</td><td colspan="6">漁船法及び船舶法の規定に基づく、漁船の建造・改造許可、認定、登録及び検認、小型漁船の測度等の事務、並びに小型漁船安全確保の指導等を行う。</td></tr>
<tr><td>事業<br>内容</td><td colspan="6">１　漁船建造・改造に対する指導強化<br>（１）漁業者に対し、漁船の安全性や経済性を重視した建造・改造計画の指導を強化する。<br>（２）適正な業務の推進を図るため、関係機関との連携を緊密にし、次の指導を強化する。<br>①違反建造・改造及び事前着工の未然防止指導<br>②建造・改造許可申請書類による漁船の安全性の点検<br>③建造・改造工事中の点検<br>④道外建造・改造船の登録前の事前点検<br><br>２　漁船法関係事務担当者会議及び船舶法関係研修会の開催<br>（１）漁船事務担当者会議<br>実施時期及び場所　７～８月　札幌市<br>対象者　振興局担当者<br>（２）小型漁船測度研修会<br>実施時期及び場所　９～11月　道内２か所<br>対象者　振興局及び漁協担当者<br><br>３　漁船事務体制の整備<br>漁船事務の厳正な執行は、本道漁業の適正な発展の根幹をなすものという観点に立ち、国の関係機関、他県等及び各振興局間の連携の一層の緊密化を図り、併せて関係事務の適正処理と本道を主たる根拠地とする漁船の動静及び勢力の的確な把握とともに事務の効率化を図る。</td></tr>
</table>

**(5) 漁業調整指導対策事業費（漁業調整指導費）**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 917 | 326 | 329 | 262 | Ｓ25～ | 漁業管理課　管理調整係<br>サケマス係<br>遊漁内水面係 |
| Ｒ７年度 | 780 | 306 | 309 | 165 | | |

| 区　　分 | 道単独、非公共（交付金） | 実施方法 | 直営 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 北海道 | 負担区分 | 道10/10、国1/2・道1/2 |

**事業目的**

国への経由事務を円滑に行うため、大臣許可漁業の実態を把握するとともに、大臣許可漁業及び知事許可漁業の各種事務における処理審査等の円滑化を図る。

道内の漁業実態に応じた漁業調整規則の改正や漁業権漁業の管理行使の適正化指導の実施に加えて、漁業権漁業と他種漁業の調整を図る。

**事業内容**

１　実態把握及び操業指導

実態把握・審査等を行うことにより法令の遵守、励行及び漁場紛争の未然防止を図り、円滑な漁業調整を推進するとともに、大臣・知事許可漁業の許可申請内容等の確認及び操業指導を行っていく。

２　漁業調整規則の改正

北海道漁業調整規則は、水産資源の保護培養を期するとともに、漁業取締りや円滑な漁業調整により漁業秩序の確立を図ることを目的に、令和２年11月19日に制定された。

本規則は、漁業調整の基本となる規則であり、漁業調整の複雑化や資源保護を必要とする水産動植物の対象やその規制内容など、これまで同様、必要に応じ改正を行っていく。

３　漁業権漁業の管理指導

（１）漁業権漁業に関する一般的指導

①漁業関係法令に基づく漁業権漁業の適正な行使に関する指導

②漁業権行使規則及び遊漁規則の適正な運用指導

③海区委員会指示等による漁業権漁業と他種漁業との調整指導

（２）共同・区画漁業に関する事項

①漁業権行使状況の的確な把握

②刺し網漁業等による秋さけ混獲の適正化指導

③第五種共同漁業に係る増殖義務の履行促進の指導

（３）定置漁業に関する事項

①定置漁業経営状況の的確な把握

②経営体質の強化に向けた指導

**（6）漁業調整指導対策事業費（沖合漁業調整対策費・沿岸漁業操業指導費）**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 4,214 | 1,232 | 69 | 2,913 | H17～ | 漁業管理課<br>管理調整係 |
| R７年度 | 3,173 | 1,171 | 91 | 1,911 | | |
| 区　　分 | 道単独、非公共(交付金・委託金) | | 実施方法 | 直営、受託 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道10/10、国1/2・道1/2 | | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | ロシア連邦200海里水域内の漁業規制強化に伴い、本道漁船の操業は減少あるいは撤退を余儀なくされている。この影響を受けて本道沿岸海域においては、各種漁業が輻輳して操業するため、漁場利用の関係が複雑化していることから、沿岸漁業と沖合漁業の漁業調整や指導を行う。<br>また、本道周辺海域における操業実態を的確に把握し、指導方針の樹立や操業指導を実施することにより、沿岸漁業の安定と発展に務める。<br>国は自衛隊法第105条により訓練のために漁船への制限又は禁止をした場合、漁業経営上の損失を補償することとしており、道では自衛隊静内対空射場水域の使用に伴う漁業損失補償事務を委託されていることから、当該水域における射撃訓練の漁業への影響度や漁業者意見等を把握する。 |
| 事業内容 | 1　沖合漁業における操業指導及び漁業調整<br>（1）操業規制協議<br>沖合漁業（いか釣り、さんま漁業等）にあっては、道外漁船の入会が多いことから、適正な操業体制を維持するため、操業規制の制定にあたって、関係者と協議を実施する。<br>（2）操業調整<br>操業規制等に関して各種操業調整協議会等を開催して調整を図る。<br>（3）操業指導<br>操業規制等に係る道外漁船等に対する現地指導を行う。<br>2　沿岸漁業における操業指導及び漁業調整<br>（1）操業指導・操業調整<br>許可等に関する制限措置等の取扱いをはじめ、漁業法に関する各種法令や操業協定等の他種漁業等との取り決め事項等の遵守を図るとともに漁場の競合などから、他種漁業等とのトラブルを防止するため、漁場の相互利用や資源保護等についての協議などの調整を図る。<br>（2）実地検査<br>許可申請に基づき内容を精査し許可処分することとなるが、許可証交付時に申請者毎に漁船・漁具等について検査を実施する。<br>3　自衛隊関係漁業補償事務<br>（1）　影響調査<br>損失補償を受ける対象漁業者の意見把握及び関係機関との打合せ等を実施する。 |

**（7）秋サケ環境変動対策事業費**

**【目的・概要等】**

秋サケは、水産関連産業をはじめ地域経済を支える重要な魚種であるが、平成28年より急激に資源が減少し、近年は最低水準の来遊となっている。

このため、秋サケ資源の早期回復に向けて、秋サケ資源対策検討会議が取りまとめた対応方向に基づき、関係機関と連携し環境変動に対応した回帰率向上を図るための対策を実施する。

**【事業内容】**

来遊時の高水温を避けるため10月以降に来遊する資源づくりの強化、稚魚の飼育環境向上に資するふ化場の改修や増殖施設の整備に対する支援、沿岸水温モニタリングによる稚魚の放流適期把握のほか、DHA含有餌料の効果検証等に対する支援を行い、秋サケ資源の早期回復を図る。

| 項　目 | 事業内容 | 実施主体 | 実　施<br>方　法 | 負　担<br>区　分 |
|---|---|---|---|---|
| 回帰率<br>向　上 | ・高水温化に対応するため、10月以降に来遊する資源づくりを実施<br>・**稚魚育成の促進・大型化の実証【拡充】** | ・さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人 | 委　託 | 道10/10 |
| 施　設<br>整　備 | ・健康な稚魚飼育に必要な増殖施設等の整備や老朽施設の改修に対する支援 | ・(公社)北海道さけ・ます増殖事業協会 | 補　助 | 道1/4 |
| 水温等<br>調　査 | ・沿岸水温のモニタリングによる稚魚の放流適期把握 | ・北海道 | 直　営 | 道10/10 |
| 効　果<br>検証等 | ・DHA含有餌料の効果検証等に対する支援 | － | 委　託 | 同上 |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 60,739 | － | 60,739 | － | Ｒ７～ | 漁業管理課<br>サケマス係 |
| Ｒ７年度 | 51,992 | － | 51,992 | － | | |
| 区分 | 道単独 | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 上記の通り | | | 負担区分 | 上記の通り | |

### (8) さけ定置合理化等実証事業費

**【目的・概要等】**

秋サケは、水産関連産業をはじめ地域経済を支える重要な魚種であるが、平成28年より急激に資源が減少し、近年のさけ定置漁業も漁獲が激減しており、経営安定を図る必要がある。

このため、さけ定置漁業について、統廃合等の合理化をはじめ、サケ以外の漁獲物の水揚げ確保を目指した操業への実質的な転換や養殖業への転換等を図るため、養殖転換等の調査・検証の取組に対して支援を行い、収支構造転換の促進を図る。

**【事業内容】**

さけ定置の合理化等に向けて養殖転換等の調査・検証を行うため、漁場・施設の適性等を把握するための取組へ支援する。

| 事業内容 | 実施主体 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| ・養殖転換等に向けた漁場・施設の適性等を把握するための取組 | ・漁業協同組合等<br>・さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人 | 補助 | 国定額 |

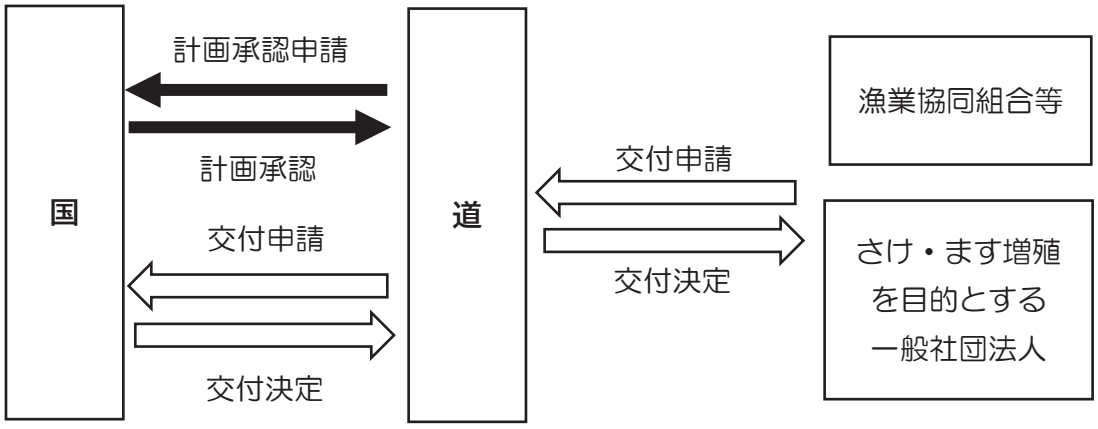


**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R７年度補正 | 300,000 | 300,000 | － | － | R６～ | 漁業管理課<br>サケマス係 |
| R６年度補正 | 150,000 | 150,000 | － | － | | |
| 区分 | 非公共（交付金） | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 上記の通り | | | 負担区分 | 上記の通り | |

**(9) さけ・ます増殖事業安定化特別対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,273 | 563 | 710 | － | H11～ | 漁業管理課<br>サケマス係 |
| R７年度 | 1,274 | 563 | 711 | － | | |
| 区　　分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10、国1/2・道1/2 | |

**事業目的**

本道におけるさけ・ます増殖事業の円滑な推進体制を確保するため、道がさけ・ますふ化放流計画の策定、来遊資源の予測等さけ・ます増殖事業の統括管理を行うことにより、本道の基幹漁業であるさけ・ます漁業の維持安定を図る。

**事業内容**

さけ・ますふ化放流計画策定管理費

| 区　　分 | 事　業　内　容 | 実施主体 |
|---|---|---|
| ふ化放流計画策定事務 | 全道さけ・ますふ化放流計画の策定 | 北海道 |
| 事業進行管理・技術指導 | 民間増殖団体への計画に沿った事業実施や技術の指導 | 北海道 |

**(10) 日本海サクラマス資源増大安定化対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 2,900 | － | 2,900 | － | R６～ | 漁業管理課<br>遊漁内水面係 |
| R７年度 | 2,952 | － | 2,952 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営、委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道1/2 | |

**事業目的**

近年の海洋環境の変動に伴う海水温の上昇により、サクラマス種苗生産施設において伝染性造血器壊死症（ＩＨＮ）など魚病の発生が懸念されている。このため、種苗生産の安定化を図ることを目的に、サクラマス種苗生産施設における防疫体制の整備に対し支援する。

伝染性造血器壊死症(infectious hematopoietic necrosis ；ＩＨＮ)

北半球の広い地域で、サクラマスやニジマス、アマゴ、ヒメマスなどの魚類に発生する魚病。
特に、稚魚期には死亡率が極めて高く、大量へい死の原因となり得る。

**事業内容**

有効性が確認されている複数の消毒剤等を用い、現場レベルで実施可能かつ効果的な防疫手法を実証し、事業成果を普及する。

１．事業概要
　飼育施設消毒手法の実証、卵の消毒手法の実証、魚病検査体制の確立、事業成果の普及
２．事業主体
　一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会
３．事業箇所
　千走ふ化場（島牧）、珊内ふ化場（神恵内村）
４．補助率等
　補 助 率：1/2以内　　補助対象：防疫体制整備及び成果普及に関する経費

**（11）保護水面管理事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 8,287 | － | 8,287 | － | Ｓ29～ | 漁業管理課<br>遊漁内水面係 |
| Ｒ７年度 | 8,287 | － | 8,287 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営・委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 水産資源保護法（昭和26年12月17日施行）に基づき水産資源の保護培養のため知事が指定した「保護水面」及び北海道漁業調整規則に基づき知事が指定した「資源保護水面」の管理を行う。 | | | | | |
| 事業内容 | １　保護水面設定水域<br>（１）保護水面　　：サケ・マス（28河川）、サケ・マス、イトウ（３河川）、<br>サケ・マス、オショロコマ（１河川）<br>（２）資源保護水面：ヤマベ（12河川）<br>２　管理事業<br>（１）水産資源保護法第22条に基づく工事等に係る許可、協議のほか、事前指導を通じて環境保全を図る。<br>（２）水面パトロール（密漁防止）<br>ア　業務内容<br>密漁防止、天然産卵床の管理、稚魚の保護、砂利採取、汚水排水等の監視<br>イ　管理方法<br>漁業協同組合等への委託<br>３　調査事業（さけます・内水面水産試験場）<br>（１）事業内容<br>保護水面の生息環境、生息魚類、繁殖状況等の調査（河川）<br>（２）主な項目<br>親魚遡上量、天然産卵床、河川環境、魚類相、稚魚の成長、生息密度、植生、流下生物 | | | | | |

**（12）河川遡上環境改善対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 4,918 | － | 4,918 | － | Ｓ49～ | 漁業管理課<br>遊漁内水面係 |
| Ｒ７年度 | 6,293 | － | 6,293 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営・請負・委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | サケ・マス類にとって、河川は親魚の産卵や稚魚の成育に重要な場所であるが、河川工事による工作物の設置が資源の増大に影響を及ぼしている状況にある。<br>このような状況の中で、保護水面、資源保護水面及びサケ・マス増殖河川など、サケ・マス類の増殖に必要と認められる河川において、親魚の遡上や稚魚の成育、降下ができる河川環境を確保し、サケ・マス類の天然繁殖を助長するため設置した魚道を巡回し、その効果調査、簡易改良及び維持管理を図る。 |
| 事業内容 | 魚道簡易改良・維持補修事業 |

| 区分 | 国費 | 道費 | 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 事業費 | — | 4,918 | 4,918 | 巡回・維持管理 |

※魚道設置状況

| | 石狩 | 後志 | 檜山 | 渡島 | 胆振 | 日高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| か所数 | １河川<br>５か所 | 10河川<br>55か所 | ９河川<br>31か所 | 19河川<br>42か所 | １河川<br>２か所 | ６河川<br>９か所 |
| | 根室 | オホーツク | 宗谷 | 留萌 | 全道計 | |
| か所数 | １河川<br>１か所 | ５河川<br>16か所 | １河川<br>１か所 | ５河川<br>13か所 | 58河川<br>175か所 | |

**（13）内水面漁業育成強化対策事業費補助金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 324 | － | 324 | － | Ｈ５～ | 漁業管理課<br>遊漁内水面係 |
| Ｒ７年度 | 324 | － | 324 | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 道単独 | 実施方法 | 補助 |
| 実施主体 | （一社）北海道内水面漁業連合会 | 負担区分 | 道1/2 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 本道内水面漁業及び養殖業の育成強化を図るため、一般社団法人 北海道内水面漁業連合会が全道の内水面漁業者や養殖業者、一般消費者を対象として実施する情報活動費及び指導研修費について助成する。 |

| 事業内容 | 対象事業 | 事業内容 | 実施主体 | 補助率 |
|---|---|---|---|---|
| | 情報活動費 | （１）情報誌（機関誌）の発行<br>（２）情報収集・発信活動<br>各種講習会、研修会及び一般消費者を対象とした消費拡大に関する宣伝等 | 一般社団法人<br>北海道内水面<br>漁業連合会 | 事業費補助<br>1/2以内 |
| | 指導研修費 | （１）研修会の開催<br>（２）会員への技術指導 | | |

**（14）外来魚拡散防止総合対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 54 | － | 54 | － | H20～ | 漁業管理課<br>遊漁内水面係 |
| Ｒ７年度 | 48 | － | 48 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 外来魚の生息実態を把握し、地域における効果的・継続的な駆除等の対策に向けた取組を促進するとともに、密放流防止の啓発を実施して外来魚の拡散防止を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | ○　地域協議会<br>駆除に向け、地元関係者間の意見を調整し、必要な対策を実施するため開催する。<br>令和７年度計画 | | | | | |

| 実施地区 | 回数 |
|---|---|
| 後志 | １回 |
| 胆振 | １回 |

**（15）内水面漁業・養殖業振興対策事業費補助金**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 600 | 600 | － | － | R元～ | 漁業管理課<br>遊漁内水面係 |
| Ｒ７年度 | 600 | 600 | － | － | | |
| 区　　分 | 非公共（交付金） | | | 実施方法 | 別記 | |
| 実施主体 | 別記 | | | 負担区分 | 別記 | |
| 事業目的 | 減少傾向にある内水面漁業・養殖業の生産量の増大を図るため、資源状況調査や生産工程管理の取組に対して助成する。 | | | | | |
| 事業内容 | 国の「浜の活力再生交付金」を活用し、資源状況調査や生産工程管理の取組に対して支援を行う。 | | | | | |

| 対象経費 | １　内水面水産資源環境調査分析事業<br>（１）内水面水産資源量調査<br>（２）内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導<br>２　養殖生産工程管理促進事業<br>（１）養殖生産履歴の記録手法の策定<br>（２）養殖生産履歴の記録手法の普及 |
|---|---|
| 実施主体 | 内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会 |
| 実施方法 | 補助 |
| 負担区分 | 国1/2、実施主体1/2 |

**（16）遊漁調整総合対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 5,483 | 1,274 | 4,050 | 159 | S59～ | 漁業管理課<br>遊漁内水面係 |
| Ｒ７年度 | 5,663 | 1,274 | 4,050 | 339 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 道単独(H17税源移譲)、非公共（交付金） | 実施方法 | 直営、補助 |
| 実施主体 | 北海道・北海道釣り団体連合会 | 負担区分 | 道10/10、道1/2、国1/2・道1/2 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 近年、道民が遊漁を楽しむ機会が増加しているが、一方で漁具の被害、ゴミの放置などトラブルが発生し、漁業生産活動に支障をきたしている。これらを解消し、漁業の安定的な発展と健全な遊漁の確立を図るため、ルールとマナーの啓発指導や遊漁船業者への指導等を行う。 |
| 事業内容 | １　遊漁者等適正管理推進費<br>遊漁者におけるルールとマナーの啓発対策等を講じるとともに、海面の円滑な利用を図るため、関係者による協議会を開催する。<br>また、北海道釣り団体連合会が行う教育研修に要する経費に助成する。<br>２　遊漁制度構築推進費<br>船釣りライセンス制や内水面さけ・ます有効利用調査に関する啓発指導等を行う。<br>３　組織化促進対策費<br>効果的な啓発対策の実施や地域における自主的なルールづくりに資するため、遊漁者や遊漁船業者の組織化を促進する。<br>４　遊漁船業法運営指導費<br>「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく遊漁船業者の登録制度を適正に運営するため、登録業者の検査、指導を実施する。 |

**（17）海外漁場入出域等通報管理費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 726 | 484 | 242 | － | H12～ | 漁業管理課<br>国際漁業係 |
| Ｒ７年度 | 726 | 484 | 242 | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 非公共（交付金） | 実施方法 | 補助 |
| 実施主体 | (一社)北海道水産会 | 負担区分 | 国1/2・道1/4・その他1/4 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 日ソ地先沖合漁業協定に基づき、ロシア連邦200海里水域で操業する我が国漁船は、ロシア側に漁獲量等の通報を行う義務があり、道内の小型漁船については、水産庁長官通達により（一社）北海道水産会が「情報取りまとめ機関」とされている。<br>これら通報業務の円滑な実施を図るため、（一社）北海道水産会が行う通報業務に対し、助成する。 |
| 事業内容 | （一社）北海道水産会が行う次の事業に補助する。<br>１　小型漁船によるロシア水域内での漁獲量等の情報を取りまとめ、国と道に報告するとともに、漁獲量等の操業状況に関する基礎資料の整備を行う。<br>２　ロシア水域へ入域する小型漁船に対する操業指導及び操業調整を行う。 |

**（18）国際漁業安定対策推進費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,440 | － | 1,440 | － | S48～ | 漁業管理課<br>国際漁業係 |
| R７年度 | 1,304 | － | 1,304 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定に基づく国際漁業については、毎年の漁獲割当量などの操業条件が、日ロ政府間漁業交渉で協議のうえ、決定されている。<br>これらの国際漁業については、本道漁業者の占める割合が高く、かつ、本道の基幹漁業として位置付けられることから、道として、当該漁業の安定を図るため、各種情報収集、外国漁船対策及び漁業交渉への職員派遣等の諸対策を講ずる。 | | | | | |
| 事業内容 | １　国際漁業安定対策<br>国際漁業の展開は政府間での枠組みが基本となることから、国の対外漁業政策等の情報を的確に把握するとともに、本道要望の実現について中央要請など国に働きかけを行う。<br>２　安全操業対策<br>ロシア水域内、根室及び宗谷海峡海域における本道漁業者の円滑・安全な操業を確保するため、協定に係る運用及び操業秩序の維持等について、日ロ双方の実務者レベルでの協議を行う。<br>３　外国漁船対策<br>外国船による漁具被害の実態調査及び被害の未然防止や早期賠償等のため、関係先との折衝や要望の活動を行う。<br>４　日ロ漁業交渉等派遣<br>政府間交渉等に道職員を派遣することにより、本道漁業者の要望の積極的な実現に努める。 | | | | | |

**（19）鮭鱒漁獲制限対策費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 4,771 | － | 4,318 | 453 | S54～ | 漁業管理課<br>国際漁業係 |
| R７年度 | 4,613 | － | 4,314 | 299 | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営、委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |
| 事業目的 | 小型さけ・ます漁業について、当該漁業の秩序の維持と健全な発展、及びさけ・ます資源の持続的利用を図るため、適切な漁獲管理等を行う。 | | | | | |
| 事業内容 | １　さけ・ます漁獲管理業務<br>日本200海里水域における小型さけ・ます流し網漁業については、漁獲量を適切に把握し、また、国に対して報告を行うため、漁獲物の水揚げ・検量への立会、及び漁獲報告の集計等を実施する。<br>２　さけ・ます漁業の操業等に係る協議<br>ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業については、ロシア連邦法の成立に | | | | | |

| | |
|---|---|
| | より操業が禁止されたことから、同水域における代替漁法による操業等について国及び地元関係者と協議を行う。<br>３　操業指導費<br>さけ・ます漁業に関する規制措置に係る遵守指導を実施し、本事業の継続安定を図るため、漁業者等に対する操業指導会議を開催する。 |

**（20）根室海峡海域操業秩序確立事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 7,217 | 4,729 | 2,488 | － | Ｈ７～ | 漁業管理課<br>国際漁業係 |
| Ｒ７年度 | 7,347 | 4,729 | 2,618 | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 道単独、非公共(交付金) | 実施方法 | 直営、補助 |
| 実施主体 | 北海道、根室管内漁場管理強化施設利用協議会 | 負担区分 | 道10/10、<br>国1/2・道1/4・その他1/4 |
| 事業目的 | 平成10年10月から四島安全操業が開始されているが、根室海峡海域では、だ捕・銃撃等の危険にさらされており、円滑な四島安全操業の確保のためにも、当該海域の今まで以上の操業秩序確立が求められている。<br>このため、海上保安庁、警察等とも連携を取りつつ、操業秩序確立のための活動及び支援を行う。 | | |
| 事業内容 | １　操業指導・連絡会議の開催<br>操業秩序の維持とその徹底を図るため、海上保安庁、警察等と連携をとりつつ、関係漁協、漁業者への指導・連絡会議を開催する。<br>２　レーダー監視事業に係る助成<br>根室管内漁場管理強化施設利用協議会が行う24時間のレーダー監視業務に必要な経費を助成し当該海域における監視体制を強化する。<br>補助率：3/4以内 | | |

**（21）北海道・ロシア水産交流推進事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 4,903 | － | 4,903 | － | Ｓ63～ | 漁業管理課<br>国際漁業係 |
| Ｒ７年度 | 4,678 | － | 4,678 | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 道単独 | 実施方法 | 直営 |
| 実施主体 | 北海道 | 負担区分 | 道10/10 |
| 事業目的 | 国際漁業の規制が強化される中にあって、本道漁業はなおロシアでの操業が重要であることから、関連する情報を的確に把握する必要がある。<br>このようなことから、ロシアとの水産分野での交流等に関する施策を総合的に展開する。 | | |
| 事業内容 | 会計年度任用職員任用<br>北海道とロシアとの各種交流（ロシア人来道時の通訳、ロシア語資料の翻訳等）を迅速かつ的確に対応するため、ロシア語に堪能な会計年度任用職員(翻訳員)を任用する。 | | |

**（22）北方四島安全操業対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 13,475 | 3,591 | 9,884 | － | Ｈ８～ | 漁業管理課<br>国際漁業係 |
| Ｒ７年度 | 13,631 | 3,591 | 10,040 | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 道単独、非公共(交付金) | 実施方法 | 直営、補助 |
| 実施主体 | 北海道、北方四島周辺海域操業対策協議会、漁業協同組合 | 負担区分 | 国1/2・道1/4・その他1/4、<br>道1/2・その他1/2 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 根室管内漁業者の永年の悲願であった北方四島周辺海域での操業は、日口両国間の信頼関係を基に地域振興や領土問題への環境整備等の役割を担うものであり、道として、当該操業が安定的に継続するよう政府間及び民間漁業交渉等へ職員を派遣するほか、「北方四島周辺海域操業対策協議会」などが行う関連事業に対し支援を行う。 |
| 事業内容 | １　資源調査・現地指導等及び政府間・民間交渉への職員の派遣<br>政府間・民間交渉への職員派遣、ＶＭＳによる操業管理など適正な操業に向けた指導、四島周辺水域の資源状況調査を行う。<br>２　民間交渉・入出域通報及びオブザーバー受入経費への助成<br>安全操業の継続や円滑な実施を図るため、北方四島周辺海域操業対策協議会が実施する、民間交渉や対口入出域通報、オブザーバー受入経費に対して助成する。<br>補助率：1/2、3/4以内 |

**（23）取締体制の強化と指導・取締りの効果的推進**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 850,649 | － | 850,649 | － | Ｓ23～ | 漁業管理課<br>指導取締係 |
| Ｒ７年度 | 836,571 | － | 836,571 | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 道単独 | 実施方法 | 直営 |
| 実施主体 | 北海道 | 負担区分 | 道10/10 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 漁業秩序の維持・確立を図るため、関係機関との連携の強化や取締担当者の資質の向上などを図りながら、漁業取締船の効率的運航や、指導・取締方針に基づく重点的取締りなどに取り組む。 |
| 事業内容 | １　取締体制の強化<br>（１）本庁取締班、総合振興局及び振興局水産課、取締船の連携強化<br>（２）漁業秩序確立連絡会議等を通じた取締関係機関との連携強化<br>２　指導・取締りの効果的推進<br>（１）漁業取締船の効率的運航・維持管理による効果的な指導・取締り<br>（２）指導・取締方針に基づく重点的・効果的取締り<br>（取締り対象等）<br>・資源の維持・管理を強めなければならない魚種<br>・・・ ケガニ、秋サケ、ナマコ、ウニ、アワビ<br>・沿岸漁業との協調関係の維持が必要な漁業等 |

| | |
|---|---|
| | ･･･沖合底びき網漁業、いか釣り漁業、遊漁<br>・国際的信義を維持しなければならない漁業等･･･ 小型さけます漁業、越境操業<br>○ 本年度特に取組強化を要する課題<br>・ケガニ密漁防止対策、根室海域（海峡）漁業秩序維持対策、<br>・オホーツク海海域漁具被害防止対策等、ナマコ密漁防止対策、秋サケ密漁防止対策 |

**（24）密漁防止対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 8,294 | 2,500 | 5,794 | － | Ｈ４～ | 漁業管理課<br>指導取締係 |
| Ｒ７年度 | 8,294 | 2,500 | 5,794 | － | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 区　　分 | 道単独、非公共（交付金） | 実施方法 | 直営、補助 |
| 実施主体 | 北海道、北海道密漁防止対策協議会 | 負担区分 | 下記のとおり |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 密漁防止体制を整備し、重点的な指導取締を実施することにより、漁業秩序の確立を図るとともに漁業者自ら行う密漁防止事業に対して補助することにより、資源管理型漁業の推進を図る。 |
| 事業内容 | 密漁防止を徹底させるため、特に悪質な違反者を厳しく取り締まることとし、本庁取締班、総合振興局及び振興局、取締船とが連携を強めるなど、海上と陸上とが連携した、効果的かつ重点的な取組みを実施する。また、漁業者自らの密漁監視・通報体制を指導強化するとともに、海上保安部、警察等の取締機関や関係団体と連携をとりながら総合的な指導・取締対策を進めていく。<br>１　密漁防止対策事業（直営）―　負担区分：道10/10<br>（1）指導・啓発の強化<br>・密漁未然防止体制組織の指導<br>・各種研修会の開催等による漁業監督吏員・特別司法警察員の資質向上<br>・密漁防止のための各種広報活動と、指導会議等の場を活用した啓発指導<br>（2）取締体制の整備強化<br>・本庁、総合振興局及び振興局における違反情報の収集<br>・陸上における視察内偵と取締船の運航との連携による効果的な取締活動の実施<br>・陸上における視察内偵の強化<br>２　密漁防止対策事業（補助）―負担区分：漁場監視体制整備経費　国1/2、事業主体1/2<br>―負担区分：漁場監視体制整備経費(避) 道1/2、事業主体1/2<br>（1）漁場監視体制の整備　―負担区分：密漁防止啓発・普及経費　国1/2、事業主体1/2<br>・監視機材の配布への助成<br>（2）密漁防止啓発・普及事業<br>・広報活動・ポスター及びチラシの配布、看板の設置等の助成 |

**（25）海区漁業調整委員会費（海区漁業調整委員会等機能強化推進事業費）**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 388 | 194 | 194 | － | H13～ | 漁業管理課 |
| R７年度 | 388 | 194 | 194 | － | | |
| 区　　分 | 非公共（交付金） | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 国1/2・道1/2 | |

**事業目的**

我が国周辺の水産資源の状況が悪化していることから、国は、平成13年度に漁業法や資源保護法の改正を行い、資源管理の強化を図ることとなり、海区漁業調整委員会に資源管理に関する役割が新たに追加された。

この資源管理機能の強化により、海区漁業調整委員会の専門的公平な立場から、資源の回復や維持増大に寄与するものとする。

**事業内容**

（海区漁業調整委員会に強化された機能）

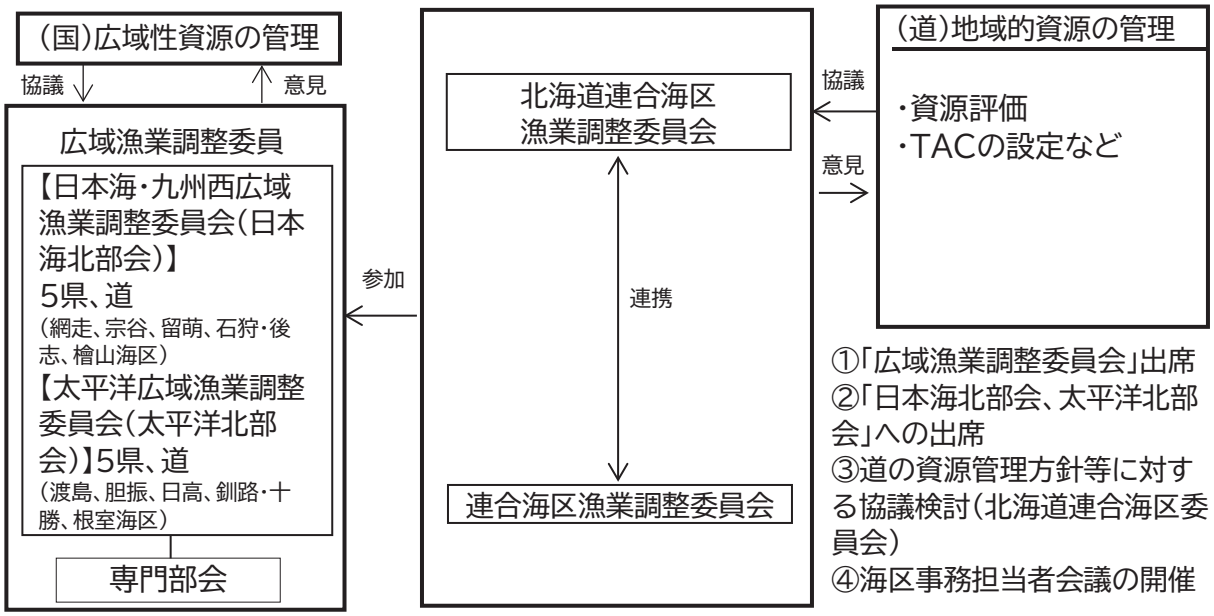


①「広域漁業調整委員会」出席
②「日本海北部会、太平洋北部会」への出席
③道の資源管理方針等に対する協議検討（北海道連合海区委員会）
④海区事務担当者会議の開催

**（26）北海道連合海区漁業調整委員会**

| | |
|---|---|
| 答　　申 | 知事の諮問に対する答申<br>1　さけ・ます人工ふ化放流計画<br>2　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 |
| 委員会指示 | 漁業調整等のための委員会指示の発動<br>1　北海道沖合海域におけるトドの採捕の調整 |
| 漁業調整 | 各種漁業間の漁場競合等に係る調整 |
| 担当部署 | 北海道連合海区漁業調整委員会事務局（漁業管理課内） |

**（27）北海道内水面漁場管理委員会**

| | |
|---|---|
| 答　　申 | 知事の諮問に対する答申 |
| 委員会指示 | 漁業調整等のための委員会指示の発動<br>1　コイヘルペスウイルス病のまん延防止について<br>2　さけ・ますの親魚確保のため規制が必要な河川に係る魚類の採捕の禁止について |
| 漁業調整 | 内水面における遊漁者及び漁業者の水産資源利用に係る調整 |
| 担当部署 | 北海道内水面漁場管理委員会事務局（漁業管理課内） |

## 5　水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課

### (1) 北海道ブルーカーボンクレジット創出促進事業費

**【目的・概要等】**

　カーボンクレジットを活用した藻場保全活動等の取組を促進するとともに、道民理解の促進に向けた普及啓発を行う。

**【現　状】**

○　令和６年３月に策定した「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」により、藻場の保全・創造の推進や藻場における$CO_2$吸収量の評価等に取り組んでいる。

○　令和７年度には、雑海藻駆除などの藻場保全活動をモデルとしたクレジット（※）取得のためのガイドラインを作成。

※ブルーカーボンのクレジットは、国土交通省の認可団体（ジャパンブルーエコノミー技術研究組合）がJブルークレジット®として運用

**【事業内容】**

　推進方向に基づき、普及啓発を進めるとともに、「クレジットを取得しやすくするための環境づくり」の一環として、「調査コストの低減」や「算定量の向上」に取り組む。

| 項　目 | | 内　容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|---|
| $CO_2$吸収 | 調　査<br>コスト<br>低　減 | ・自律型水中ドローンを活用した二酸化炭素吸収量測定により、クレジット申請に向けた吸収量算定に係る調査コスト低減手法の確立に取り組む。<br> | 委託 | 道10/10 |
| | 算定量<br>向　上 | ・コンブの養殖試験を行い、これまで算定対象外となっていた施設に付着する海藻の炭素吸収量を定量化し、コンブ養殖における$CO_2$吸収算定量の向上に取り組む。 | 委託 | 同上 |
| 普及啓発 | | ・最新情報等の発信により、ブルーカーボンに関する道民の理解促進を図る。 | 直営 | 同上 |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 25,547 | － | － | 25,547 | Ｒ８～ | 森林海洋環境課<br>海洋環境係 |
| 区　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 上記の通り | |

【特定財源】基金繰入金(北海道地球温暖化防止対策基金)

## （2）トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業費

**【目的・概要等】**

海獣類による沿岸漁業被害が漁業経営に深刻な影響を与えていることから、トド被害防止対策を実施するとともに、国が行うオットセイによる漁業被害軽減に係る調査に参画し、被害軽減対策を検討する。

**【事業内容】**

○トド対策

| 項　目 | 内　容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| ハンター育成 | ・漁業者の猟銃取得までにかかる初期費用の支援 | 補助 | 道1/2 |
| | ・経験の浅いハンター等に対する実践研修実施 | 直営 | 国定額 |
| 連絡会議等の開催 | ・被害対策検証等のため、海獣被害防止対策連絡会議の開催 | 直営 | 道10/10 |
| **被害対策の検証【拡充】** | ・海獣類忌避装置(超音波発信機)による忌避効果の検証<br>・ドローンを活用した忌避手法の検証<br> 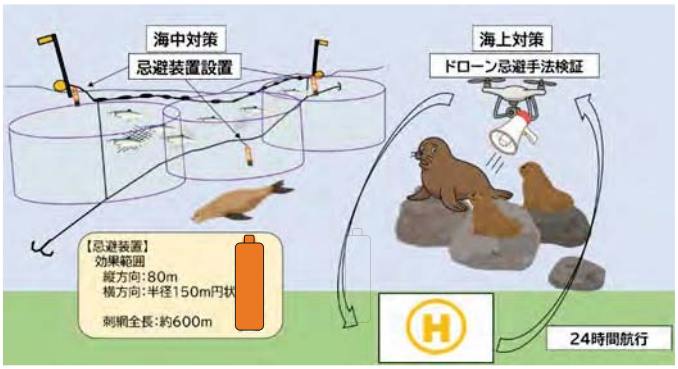 | 委託 | 国定額 |

○オットセイ対策

・オットセイは、猟虎膃肭臍猟獲取締法（らっこおっとせいりょうかくとりしまりほう）により採捕が禁止。

・漁業被害が深刻な状況から、水産庁はH27から有害生物に指定し、調査に着手。

| 項目 | 内容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| 検討会参加 | ・国調査によるオットセイ漁業被害対策検討会への参画 | 直営 | 道10/10 |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 12,365 | 11,036 | 1,329 | － | H26～ | 森林海洋環境課<br>海洋環境係 |
| R７年度 | 2,082 | 605 | 1,477 | － | | |
| 区分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 上記の通り | |

### （3）赤潮被害緊急総合対策事業費

**【目的・概要等】**

赤潮の発生メカニズム等の解明に向けた採水・分析調査や赤潮発生の早期察知のための多角的なモニタリング体制の構築、開放海域での赤潮が沖合域の底層環境に与える影響の把握に取り組み、今後の赤潮発生時における有効な対策の検討を行う。

**【事業内容】**

| 項　目 | | 内　容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|---|
| 海洋環境調査 | 採水・分析調査 | ・赤潮発生あるいは、その予兆を早期に察知し、漁業被害の軽減を図るため、衛星データによる監視、定量PCR法による赤潮予察及び採水・検鏡による海域別モニタリングを組み合わせた効率的なモニタリング体制の構築に取り組む。<br> 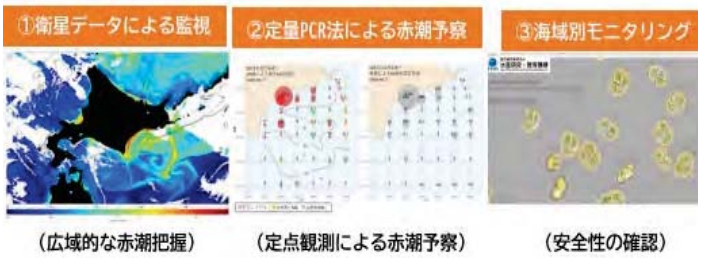 <br> | 受託<br>直営・委託 | 国10/10 |
| | 沖合域環境把握調査 | ・これまでの調査等から、赤潮由来沈降物が沖合域の底層環境に影響することが示されたことから、この詳細を把握するため底質等調査を行い、開放海域で発生した赤潮が及ぼす影響の把握に取り組む。 | 受託<br>委託 | 同上 |
| | 検　鏡講習会 | ・漁協、市町村、水産技術普及指導所を対象にプランクトン分析技術の講習会を行い、モニタリング技術の習熟を図る。<br> | 受託<br>直営 | 同上 |
| 漁場環境回復 | 効果測定・分析 | ・赤潮対策事業（R3補正～R6補正）で調査した結果を総括し、根室から日高管内の開放海域で発生した赤潮による影響及び漁場環境の回復状況をとりまとめる。 | 直営 | 同上 |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R７年度補正 | 49,950 | 39,950 | 10,000 | － | R７～ | 森林海洋環境課<br>海洋環境係 |
| 区分 | 受託事業、道単独 | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 上記の通り | |

**（4）農林水産業の温室効果ガス削減に向け連携した取組**

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">予算額（千円）</td><td>国</td><td>道</td><td>その他</td><td rowspan="2">実施年度</td><td rowspan="2">担当課・係</td></tr>
<tr><td>Ｒ８年度</td><td>1,632の内数</td><td>－</td><td>－</td><td>1,632の内数</td></tr>
<tr><td>Ｒ７年度</td><td>1,639の内数</td><td>－</td><td>－</td><td>1,639の内数</td><td>Ｒ７～</td><td>森林海洋環境課<br>海洋環境係</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="2">道単独</td><td>実施方法</td><td colspan="2">直営</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="2">北海道</td><td>負担区分</td><td colspan="2">道10/10</td></tr>
<tr><td>事業目的</td><td colspan="6">　ゼロカーボン北海道の実現に向け、一次産業（農林水産業）における環境と調和した吸収源対策を推進するため、農業分野や林業・木材産業分野との連携による普及啓発活動に取り組むとともに、温室効果ガスの削減に資するクレジット制度の活用促進のため、地域での研修会の実施などに取り組む。</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="6">
<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>農林水産業のGHG（温室効果ガス）削減に関する普及PR</td><td>○道民向け普及啓発<br>植樹活動や木育イベント等の場において、パネル展示等を実施<br>・対　象：一般道民ほか<br>・開催地：道内３地域</td></tr>
<tr><td>クレジット制度に関する普及促進</td><td>○クレジット活用促進研修会<br>自治体や地元企業と連携してクレジットの創出や利活用に取り組む事例などを紹介<br>・対　象：市町村、企業、関係団体、農林漁業者等<br>・開催地：道内３地域</td></tr>
</table>
※道産農産物等温室効果ガス削減加速化事業費（北海道地球温暖化防止対策基金）を活用
</td></tr>
</table>

## 6　水産林務部森林海洋環境局成長産業課

### （1）コンブ生産安定総合対策事業費

**【目的・概要等】**

海洋環境の変化や漁業者の減少等により、コンブの生産量が減少していることから、生産量の回復・安定化を図るため、新たな増殖手法や資源管理手法の検証を行うとともに、乾燥省力化システムの実用化に向けた検討等に取り組む。

**【事業内容】**

① 資源回復対策

海水温上昇などの環境変化に対応した天然コンブの資源回復対策の促進に取り組む。

| 項　目 | 内　容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| 増殖手法の検証 | ・環境変化に弱い発芽から幼体期までを陸上で人工飼育し、環境耐性を高めてから海中投入する増殖手法の検証を行う。 | 委託 | 国1/2・道1/2<br>一部　道10/10 |
| モニタリング手法の検証 | ・漁場の状態や海洋状況の継続的な把握のため、漁業者が自ら行える簡易なモニタリング手法の検証を行う。 | 同上 | 同上 |
| **環境変化に即した取組の促進【拡充】** | ・環境変化に対応した漁場の維持回復に向けた活動を促進するため、取組の留意事項等をまとめたハンドブックの作成を行う。 | 直営 | 道 10/10 |

② 省力化対策

コンブの乾燥作業の省力化に向けて、関係者との意見交換及び乾燥省力化システムの規模・能力の検討等を行う。

| コンブ乾燥省力化システムの検討 | |
|---|---|
| <br>コンブ乾燥省力化システム概要図 | ・コンブ産地における実地試験や関係者との意見交換など地域ごとのコンブの特性に応じた乾燥省力化システムの規模・能力等の検討を行う。<br>・関係者の意見を踏まえて、乾燥省力化システムの庫内の温度や乾燥時間の検証等を行う。<br>（実施方法：委託、負担区分：国1/2・道1/2） |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 13,501 | 3,231 | 3,325 | 1,000 | R７～ | ①成長産業課成長産業係 |
| | | 2,950 | 2,995 | － | | ②　〃　水産支援係 |
| R７年度 | 12,501 | 3,163 | 3,194 | － | | ①成長産業課成長産業係 |
| | | 2,950 | 3,194 | － | | ②　〃　水産支援係 |
| 区分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 上記の通り | |

【特定財源】企業版ふるさと納税

### （2）漁業系廃棄物リサイクル促進事業費

**【目的・概要等】**

焼却や埋立などで処理されている漁網等の漁業系廃棄物について、循環経済への移行を促進し、リサイクル率の向上を図ることで、漁業におけるカーボンニュートラルを推進する。

**【現状】**

○　漁網等の漁業系廃棄物は塩分や生物などの付着や複雑な素材の構成から、リサイクル率が低い傾向にあり、リサイクル手法の確立及びマニュアル化に取り組んできた。

○　漁業系廃棄物のリサイクルが進んでいる一方、廃かご（ポリエチレン）等は製品原料として需要が少なく、埋め立て処分が多くを占めている。

○　漁業系廃棄物の更なるリサイクル率の向上には、リサイクルの進んでいない素材を製品原料として活用することが重要。

＜漁網等の廃棄物処理実績（R2-R6）＞　　（単位：トン）

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| 中間処理（焼却等） | 237.5 | 260.0 | 335.9 | 279.3 | 280.5 |
| 循環利用 | 380.2 | 340.6 | 489.8 | 483.2 | 790.1 |
| 埋立処分 | 964.2 | 695.7 | 1,220.2 | 993.4 | 637.8 |

資料：水産系廃棄物発生量等調査（北海道水産林務部）

**【事業内容】**

○　漁業者、リサイクル業者、製造業者が三位一体となって、リサイクルの進んでいない素材について、原料の安定供給、リサイクルコスト削減、製品開発などの製品サプライチェーンモデルを構築する実証試験を実施。

＜事業イメージ＞

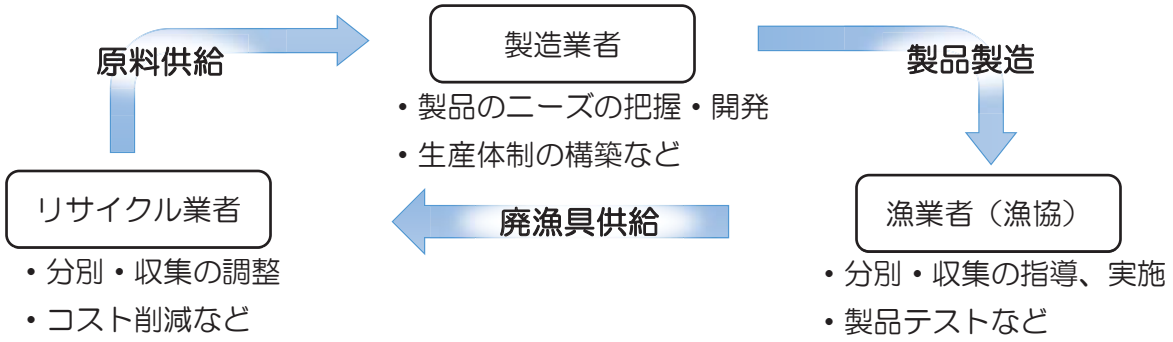


**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 5,980 | － | － | 5,980 | R８～ | 成長産業課<br>成長産業係 |
| 区分 | 道単独 | | | 実施方法 | 委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道10/10 | |

【特定財源】基金繰入金（循環資源利用促進税基金）

**（3）水産系廃棄物適正処理促進事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 204 | － | 204 | － | Ｈ３～ | 成長産業課<br>成長産業係 |
| Ｒ７年度 | 194 | － | 194 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道 10/10 | |
| 事業目的 | 水産系廃棄物について、道内各沿岸地域における排出実態に応じた適正処理及び循環型社会の形成に向けた循環利用を促進する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　水産系廃棄物発生量調査の実施<br>水産系廃棄物の排出状況と循環利用の実態等について調査を行い、処理状況に応じた指導を行う。<br>２　地域別協議会等への指導<br>水産系廃棄物の処理が課題となっている地域において、循環利用を含む適正処理が促進されるよう地域の水産系廃棄物対策協議会等に対して助言、指導を行う。 | | | | | |

### （4）水産業改良普及指導費

**【目的・概要等】**

沿岸漁業等の生産性の向上、経営の近代化及び技術の向上を図るため、沿岸漁業者等に技術及び知識の普及を行うとともに、調査用機材の整備や普及指導員の資質向上のための研修を拡充し、普及活動を効率的に推進する。

| | |
|---|---|
| 拡充内容 | 近年の海洋環境の変化による赤潮やホタテの採苗不振などに係る調査機会の増加に対応するため、調査用機材の充実のほか、普及指導員の調査技術向上のための研修等を実施。 |

**【事業内容】**

| | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 沿岸漁業者等への普及指導 | 増養殖、栽培漁業、資源管理などに関する技術の普及を行うとともに、経営の改善や担い手の育成等の普及指導を効率的に行う。<br>（1）沿岸漁業者等に対する漁業経営に関する技術や知識の普及<br>（2）漁業士や地域漁業者グループ、女性グループ等の活動支援、小中学生を対象にした水産知識の普及啓発等、担い手の育成・確保への取組<br>（3）沿岸漁業等の振興のための調査及び技術開発<br>（4）沿岸漁業等の振興を図るための関係施策への支援及び啓発指導等 |
| 2 | 普及指導体制の整備 | 普及活動の効率的な推進を図るため、次のものについて整備を行う。<br>（1）普及活動用機材の整備<br>**【拡充：生物顕微鏡等の調査機器の整備】**<br>（2）普及情報資料の整備<br>（3）普及活動用巡回指導車輌等の整備<br> |
| 3 | 普及指導員の研修 | 国が主催する研修に参加するほか、次の研修を行う。<br>（1）特別研修（長期研修・短期研修）<br>（2）一般研修<br>**【拡充：水産研究機器等の活用法に関する実習】**<br>（3）潜水事故防止研修<br>（4）新任指導員研修<br>**【拡充：漁業の担い手との交流を通じ、新規採用普及員の資質を向上】**<br> |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 36,513 | 983 | 35,530 | － | S44～ | 成長産業課<br>成長産業係 |
| R７年度 | 24,153 | 983 | 23,170 | － | | |
| 区分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道 10/10 | |

**（5）研究情報普及推進費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,577 | － | 1,577 | － | H13～ | 成長産業課<br>成長産業係 |
| R７年度 | 1,245 | － | 1,245 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道 10/10 | |
| 事業目的 | 日頃から漁業者など水産業従事者と直接接触し、地域における課題や行政ニーズなどを把握できる立場にある普及組織が主体となって、試験研究機関等と連携し、地域の課題解決に向けた試験・調査を実施のうえ、課題解決手法等の試験・調査成果の普及・啓発を行うことにより、水産業の現場へ成果を効率的・効果的に還元する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　課題検討会議等の開催<br>成長産業課普及指導員及び水産技術普及指導所が、日頃から水産業従事者等と直接接触しているなかで把握した各地域における課題等を、翌年度実施する特別課題調査に反映させるために必要な会議を開催する。<br>２　特別課題調査の実施<br>「特別課題調査」を、成長産業課普及指導員及び関係水産技術普及指導所で構成する「推進チーム」が主体となって、試験研究機関等と連携し、地域の課題解決に向けた試験・調査を実施する。<br>３　成果発表会(地域説明会)の開催<br>受益者である水産業関係者にとって、わかりやすく活用しやすい試験・調査成果の公表・普及を図るため、漁業者部会・漁協単位で各地域に密接な取組を紹介する「地域説明会」を開催し、受益者から成果に対する評価を受けるとともに、試験・調査に係るニーズ等の把握・吸い上げを行い、将来の課題設定に反映させる。 | | | | | |

**（6）マリンネット北海道運営費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 394 | － | 394 | － | H14～ | 成長産業課<br>成長産業係 |
| R７年度 | 394 | － | 394 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道 10/10 | |
| 事業目的 | 道総研の各水産試験場と北海道をコンピューターネットワークで結ぶ情報システムの運用により、速やかな水揚げ情報の収集・提供を可能とする。 | | | | | |
| 事業内容 | 水揚げ情報の収集や解析等に活用するほか、ウェブサイト上で道内の過去の漁獲量・金額などの情報を提供する。 | | | | | |

### (7) 水産試験研究・技術普及連携推進事業費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 1,600 | － | － | 1,600 | H22～ | 成長産業課<br>成長産業係 |
| R７年度 | 1,600 | － | － | 1,600 | | |
| 区　　分 | 受託事業 | | | 実施方法 | 受託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道総研 10/10 | |

**事業目的**

道総研等が実施する試験研究について、水産技術普及指導所との共同研究等により試験研究の効率的な推進・普及を図り、漁業経営の安定に資する。

**事業内容**

道総研等からの依頼に基づき必要な調査体制を構築するとともに共同研究契約等を締結し、水産技術普及指導所において必要な調査を実施する。

| 調　査　名 | 予算額 | 概　　要 |
|---|---|---|
| 沿岸環境調査 | 1,600 | 秋サケ資源の急激な変動やホタテガイの成長不振など、沿岸環境と密接に結びついていると考えられる現象について、全道沿岸において統一的な手法で環境調査を行い、そのデータを活用して、沿岸漁業の経営安定のための各種対策を講じる。 |

### (8) 魚類防疫対策事業費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 3,242 | 1,621 | 1,621 | － | H17～ | 成長産業課<br>成長産業係 |
| R７年度 | 3,242 | 1,621 | 1,621 | － | | |
| 区　　分 | 非公共（交付金） | | | 実施方法 | 直営、委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 国 1/2・道 1/2 | |

**事業目的**

養殖衛生管理体制の整備等に向け、試験研究機関と連携して国の「消費・安全対策交付金」を活用した疾病の発生予防、まん延防止に係る調査・検査などを行い、魚類の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を図る。

**事業内容**

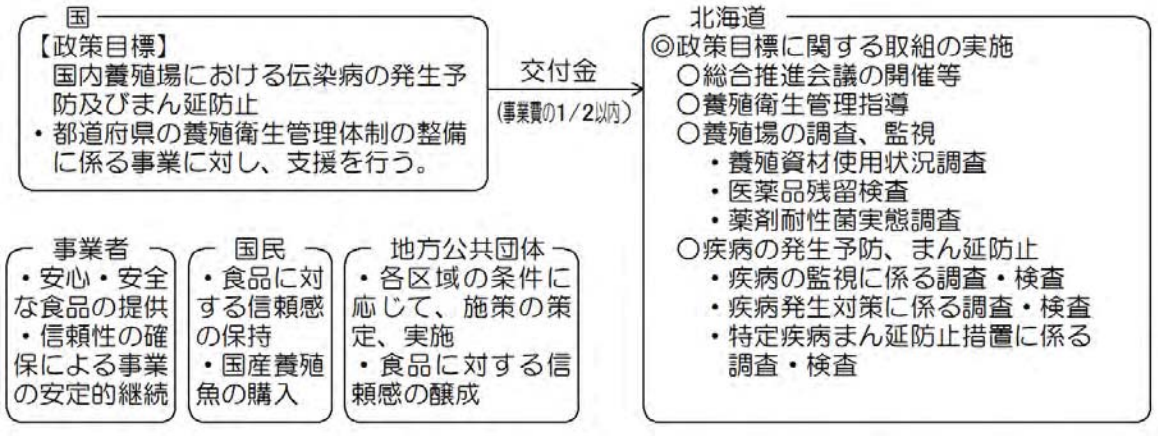

**（9）種苗生産安定化対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 6,676 | － | 6,676 | － | R6～ | 成長産業課<br>栽培振興係 |
| Ｒ７年度 | 6,676 | － | 6,676 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 補助 | |
| 実施主体 | 栽培公社 | | | 負担区分 | 道 1/2 以内 | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 近年の海洋環境の変動に伴い、これまでになかった魚病等の発生等により、（公社）北海道栽培漁業振興公社（以下、栽培公社）が生産する水産種苗で大量へい死が発生している。栽培公社の種苗生産不調は全道の栽培漁業の取組や資源造成に悪影響を及ぼすことから、種苗生産の安定化を図ることを目的とし、栽培公社の防疫体制整備の取組に対して支援を行う。 |
| 事業内容 | 親魚検査及び消毒用資機材導入等に係る経費支援を行うことにより、魚病の原因となるウイルス等の防除を行うとともに、餌料改良に係る経費支援を行うことにより、魚病等に強い健苗を育成することを目的とする。 |

| 区　分 | 事業内容 | 対象魚種 |
|---|---|---|
| 魚病対策 | 魚病検査、消毒用資機材導入等に係る経費支援 | エゾアワビ<br>ヒラメ |
| 健苗育成 | 餌料改良（栄養添加餌料）等に係る経費支援 | ヒラメ<br>マツカワ |

**（10）日本海ニシン栽培漁業定着事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 4,091 | － | 4,091 | － | H26～ | 成長産業課<br>栽培振興係 |
| Ｒ７年度 | 7,063 | － | 7,063 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 補助 | |
| 実施主体 | 檜山管内水産振興対策協議会 | | | 負担区分 | 道 1/2 以内 | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 檜山海域における事業化を目指した種苗生産・放流などの取組が円滑に進められるよう体制整備を行い、日本海南部海域のニシンの資源造成を図る。 |
| 事業内容 | 漁獲負担による種苗放流体制を確立するため、漁獲が一定の水準に達するまでの間、町村や漁協が主体となった種苗生産・放流の取組に対する支援を行う。<br>体制整備（Ｒ７～Ｒ９）<br>・種苗生産・放流の取組に対する支援<br>種苗生産経費(100 万尾分)に補助［補助率 1/2 以内］<br>・協議会に対する指導 |

### （11）海域別栽培漁業推進費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 1,232 | － | 1,232 | － | H27～ | 成長産業課<br>栽培振興係 |
| Ｒ７年度 | 456 | － | 456 | － | | |
| 区　　分 | 道単独（H18税源移譲） | | 実施方法 | 直営 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道10/10 | | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 栽培漁業の実施体制の整備と必要な栽培技術の開発を促進し、本道における栽培漁業の積極的な推進を検討するため、各種協議会等を開催する。 |

事業内容

| 事　業　区　分 | 事　　業　　内　　容 |
|---|---|
| 栽培漁業推進計画費<br>861 千円 | 第８次栽培漁業基本計画及び海域別栽培漁業推進計画に基づいた栽培漁業の推進に向けた検討を行うため、北海道栽培漁業推進協議会を開催する。 |
| 栽培漁業海域拠点センター構想推進費<br>0 千円 | 本道の周辺海域をその特性から五つに区分し、各海域における今後の栽培漁業の推進や拠点センター構想の具体化に向けた検討などを行うため、海域毎の連絡会議を開催する（※WEB 開催のためゼロ計上）。 |
| 北海道栽培漁業技術開発促進費<br>371 千円 | 第８次栽培漁業基本計画及び海域別栽培漁業推進計画に基づく栽培漁業の推進に向けた技術開発に係る検討を行うため、北海道栽培漁業技術開発推進協議会を開催する。 |

### （12）北海道水産種苗生産施設維持補修費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 21,497 | － | 21,497 | － | H17～ | 成長産業課<br>栽培振興係 |
| Ｒ７年度 | 13,722 | － | 13,722 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | 実施方法 | 請負、委託 | | |
| 実施主体 | 北海道 | | 負担区分 | 道10/10 | | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | ヒラメなどの種苗生産を行う北海道栽培漁業センター（５か所）の大規模な修繕を計画的に行う。 |
| 事業内容 | 令和８年度修繕計画　：　北海道栽培漁業羽幌センター濾過施設（請負費）<br>北海道栽培漁業伊達センター維持管理（委託費） |

**（13）北海道栽培漁業伊達センター海水供給施設整備事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R７年補正 | 1,080,000 | 540,000 | 540,000 | － | R６～ | 成長産業課<br>栽培振興係 |
| R６年補正 | 47,399 | 23,699 | 23,700 | － | | |

| 区　　分 | 非公共（交付金） | 実施方法 | 請負、委託 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 北海道 | 負担区分 | 道 1/2・国 1/2 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | マツカワ種苗生産の継続のため、北海道栽培漁業伊達センターに海水供給施設を整備する。 |
| 事業内容 | 令和７年度事業計画：実施設計委託（地質調査等）※令和６年度補正予算を明許繰越<br>令和８年度事業計画：取水施設等新設工事 ※令和７年度補正予算を明許繰越 |

## （14）スマート水産業推進事業費

**【目的・概要等】**

サケなど主要魚種の不漁や、漁業者の減少、高齢化などの課題を抱える中、ＩＣＴ等の先端技術を活用しながら、省コスト化や省力化による生産性の向上を図っていくことが重要。

スマート機器の普及・導入促進のため、スマート機器の体験会やマッチングフェアを開催するとともに、地域の実態に即した技術開発として、定置網漁業において遠隔水中カメラを活用した魚種等の自動判別技術や、ＡＩを搭載した自動飛行ドローンによる密漁監視技術の実証試験に取り組む。

**【事業内容】**

**○ 体験会・マッチングフェアの開催**

| 項目 | 内　容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| スマート機器体験会 | ・スマート機器の操作体験会を開催し、活用事例の紹介や操作性の確認により、機器導入を促進 | 直営 | 国1/2・道1/2<br>一部　道10/10 |
| マッチングフェア | ・機器メーカー等の漁業現場における課題やニーズの把握を促進<br>・相互交流の活性化 | 同上 | 同上 |

**○ スマート技術の実装に向けた実証試験**

| 項目 | 内　容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| 遠隔水中カメラによる魚種等の自動判別 | ・定置網漁業において、陸から入網状況を把握できるよう、遠隔水中カメラで得られた映像から、ＡＩ技術を活用し魚種等を判断するシステムを開発 | 委託 | 国1/2・道1/2<br>一部　道10/10 |
| **自動飛行ドローンによる密漁監視【拡充】** | ・危険を伴う密漁監視の現場において、ドローンに、映像等を学習させたＡＩを搭載し、遠隔地から監視ができるシステムを開発 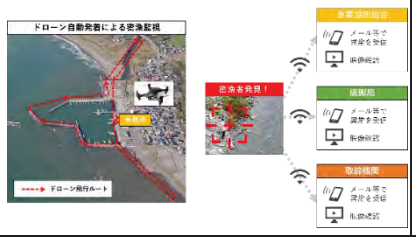 | 同上 | 同上 |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 13,050 | 5,830 | 7,220 | － | Ｒ６～ | 成長産業課先端技術係<br>漁業管理課指導取締係 |
| Ｒ７年度 | 6,265 | 2,816 | 3,449 | － | | 成長産業課先端技術係 |
| 区分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 上記の通り | |

### （15）環境変動に対応した栽培・養殖生産体制導入事業費

**【目的・概要等】**

海洋環境の変化に対応するため、高水温化等により採苗やその後の生産等に影響を受けている養殖対象種の転換や新たな養殖手法の実証、安定的な種苗確保に向けた効果的な手法の開発など、持続的な養殖業の構築に向けた取組を支援する。

**【事業内容】**

海洋環境の変化に対応した新たな栽培・養殖生産体制を構築するために漁協等が行う実証的取組を支援する。

| 事業内容 | 実施主体 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| ・養殖対象種の転換<br>・新たな養殖手法の実証<br>・養殖適地の調査及び実現性の検証<br>・安定的な種苗確保に向けた効果的な手法の開発・実証 | ・漁業協同組合<br>・市町村　等 | 補　助 | 国定額 |

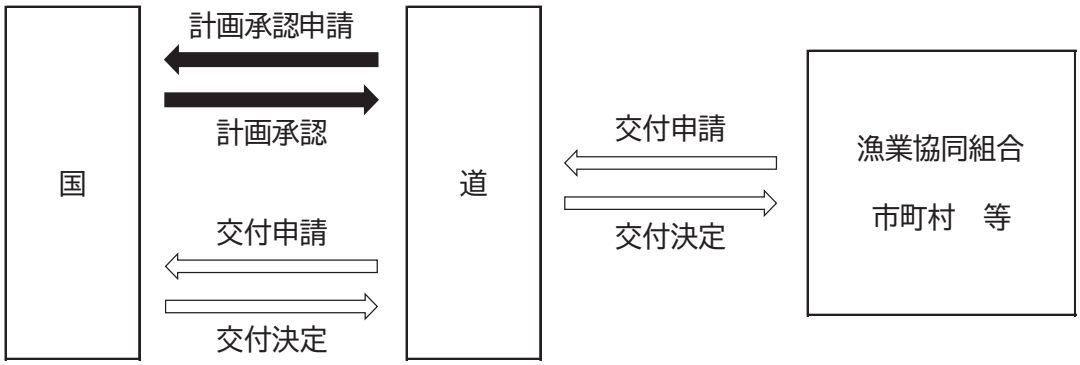


**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R７年度補正 | 109,700 | 109,700 | － | － | R７～ | 成長産業課<br>先端技術係 |

### （16）新たな養殖業推進事業費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 15,915 | 7,412 | 8,503 | － | Ｒ３～ | 成長産業課<br>先端技術係 |
| Ｒ７年度 | 16,248 | 7,709 | 8,539 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営、委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 国 1/2・道 1/2（一部　道 10/10） | |

**事業目的**

回遊資源の変動に影響されない生産体制構築のため、本道に適した養殖手法の検討・検証を行う。

**事業内容**

本道に適した新たな養殖手法の検討を行うとともに、サケ・マス類などの海面養殖やウニの陸上養殖の技術構築に向けた実証試験に取り組む。

| 区分 | 事業主体 | 内容 |
|---|---|---|
| 検討会 | 北海道<br>（直営） | ○本道に適した新たな養殖手法の検討<br>検討事項：生産体制、種苗の確保、販売戦略など |
| 養殖手法の実証 | 北海道<br>（委託） | ○新たな魚種の養殖技術の開発に向けた養殖試験の実施<br>対象種：サクラマス（海面）、ウニ(陸上)<br>試験内容：成長や生残、所要コストの検証等により適正手法を検討<br>委託先：民間団体 |

### （17）ホタテガイ種苗生産安定対策事業費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 3,327 | － | 3,327 | － | Ｒ７～ | 成長産業課<br>先端技術係 |
| Ｒ７年度 | 8,433 | － | 8,433 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道 10/10 | |

**事業目的**

ホタテガイの生産安定化を図るため、採苗不振の要因分析を踏まえた生産体制の検討等を行う。

**事業内容**

主な事業内容

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 採苗手法の検証 | 日本海、オホーツク海、噴火湾において、新たな取組を含めた採苗手法の検証・見直しを実施 |
| リスク低減策の検討 | 試験研究等で得られた知見や海洋環境の状況等を関係者間で共有しながら、採苗技術の改良やモニタリング調査の充実・強化などのリスク低減手法を検討 |
| 検証結果等を用いた普及指導 | 採苗不振の要因や海洋環境の変化を踏まえた「採苗安定化に向けた留意事項」の整理及び普及・指導を実施 |

## （18）環境・生態系保全活動支援事業費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 40,463 | 8,697 | 31,766 | － | Ｒ７～Ｒ11 | 成長産業課 |
| Ｒ７年度 | 40,463 | 8,697 | 31,766 | － | （H21 開始） | 水産支援係 |

| 区　　分 | 道単独　非公共（補助金） | 実施方法 | 補助、直営 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 地域協議会　市町村　北海道 | 負担区分 | 別記 |

**事業目的**

漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動（長期にわたる計画的な取組（モニタリング、保全活動））を支援することにより、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟等の維持を図る。

**事業内容**

1　事業内容等

| 事業主体 | 費目 | 事業内容 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| 地域協議会 | 活動支援事業費補助金（道単独） | 地域協議会が保全活動実施組織を支援する場合に助成 | 国　7/10［8/10］<br>道・市町村<br>各 1.5/10［各 1/10］<br>※[]内は有人国境離島の場合 |
| 市町村 | 市町村推進指導費補助金（国・定額補助） | 市町村が活動組織への指導等に要する経費 | 国　10/10 |
| 道（直営） | 道推進指導費（国・定額補助） | 道が実施する指導等に要する経費 | 国　10/10 |

2　支援対象となる取組内容

| 区分 | 保全活動 | モニタリング |
|---|---|---|
| 藻場 | 母藻設置、種苗生産・投入、食害生物除去、保護区域の設定、ウニの密度管理、栄養塩の供給、岩盤清掃、流域における植林、浮遊・堆積物の除去、アマモ類の移植、等 | 現状把握、効果調査 |
| 干潟 | 砂泥の移動防止、客土、耕うん、死殻の除去、機能低下を招く生物の除去、保護区域の設定、稚貝等の沈着促進、稚貝の密度管理、流域における植林、浮遊・堆積物の除去、等 | |

**（19）離島漁業再生支援事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 126,346 | 85,848 | 40,498 | － | R７～R11 | 成長産業課 |
| R７年度 | 126,346 | 85,848 | 40,498 | － | （H17 開始） | 水産支援係 |
| 区　　分 | 非公共（交付金） | | | 実施方法 | 交付金 | |
| 実施主体 | 別記 | | | 負担区分 | 別記 | |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 集落協定に基づき、共同で漁場の生産力の向上や漁業の再生に関する実践的な取組等を行う離島漁業集落に対し、その取組を下支えするために必要な経費を交付金として交付し、水産業・漁村の振興を図る。<br>また、離島において、新規就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースを行う集落に対して支援を行う。 |
| 事業内容 | １　離島漁業再生支援交付金<br>（１）対象地域（離島振興法の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域）<br>利尻島、礼文島、天売島、焼尻島、奥尻島の５離島<br>（２）交付対象<br>町が策定する市町村離島漁業集落活動促進計画に基づき集落協定を締結した漁業集落<br>（３）対象行為<br>① 漁業の再生に関する話し合いと集落協定の策定<br>② 漁場の生産力の向上に関する取組（毎年度一つ以上実施）<br>③ 漁業の再生に関する実践的な取組（毎年度一つ以上実施）<br>④ 漁船・漁具等のリースの取組を支援（公募制）<br>（４）交付額等<br>交付上限額 ＝［海岸線延長］×147 千円/㎞［交付単価］×［漁業世帯密度係数］<br>※［漁業世帯密度］＝［漁業世帯数］/［海岸線延長］<br>※［漁業世帯密度係数］＝［漁業世帯密度］/ 1.70［全国平均漁業世帯密度］<br>負担割合：国 1/2　道 1/4（町負担額を上限）<br>２　離島漁業再生支援推進交付金<br>市町村が実施する、集落・漁業者への指導、市町村離島漁業集落活動促進計画の策定、交付事務等に要する経費に対して助成<br>負担割合：国 定額 |

**（20）特定有人国境離島漁村支援事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 134,227 | 91,440 | 42,787 | － | Ｒ４～Ｒ８ | 成長産業課 |
| Ｒ７年度 | 133,450 | 91,967 | 41,483 | － | （H29 開始） | 水産支援係 |

| 区　　分 | 非公共（交付金） | 実施方法 | 交付金 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 別記 | 負担区分 | 国 1/2・道 1/4（町負担額を上限） |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（H29.４.１施行）」において「特定有人国境離島地域」に規定されている国境離島地域（礼文島、利尻島、奥尻島）の漁業集落等が行う雇用機会の拡充を図るための取組を支援。 |
| 事業内容 | 雇用を創出するための取組 |

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 実施主体 | 漁業集落の同意と支援を得て雇用の創出を図る者 |
| 対象行為 | 新たに人を雇用して行う、漁業や海業の起業又は事業拡大<br>例：新規漁業の着手、水産物直売所、体験漁業、レストラン開設等 |
| 交付対象 | 市町村（事業を実施する者を支援する場合に交付金を交付） |
| 交付上限額 | 総事業費　12,000 千円／１被支援者 |

**（21）水産業振興構造改善事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 351,387 | 351,084 | 303 | － | H17～（S37開始） | 成長産業課 水産支援係 |
| R７年補正 | 623,200 | 623,200 | － | － | | |
| R７年度 | 250,456 | 250,228 | 228 | － | | |
| R６年補正 | 1,251,860 | 1,251,860 | － | － | | |

| 区分 | 非公共（交付金） | 実施方法 | 補助 |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 別記 | 負担区分 | 別記 |

| | |
|---|---|
| 事業目的 | 沿岸漁業を中心とした漁業における持続的な生産体制の構築に必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備及び衛生管理に対応した水産物供給体制の整備を推進する。 |
| 事業内容 | 1　主な事業内容<br>（1）増養殖施設整備事業<br>浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善経計画に基づく養殖施設の再配置のための係留資材の整備や養殖用及び法流用の魚介類などをふ化、育成する施設の整備（さけ・ます、内水面を除く）<br>（2）漁業共同利用施設整備事業<br>浜の活力再生プランの取組に位置付けられた漁業者等が行う生産現場の作業の協業化・効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減や省燃油、女性や高齢者の参画等のための施設及び浜の活力再生プランの策定地域における作業の安全性向上、漁業者の資質向上等に必要な施設の整備<br>（3）加工流通共同利用施設整備事業<br>浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備<br>（4）水産業競争力強化緊急施設整備事業<br>浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域における、競争力強化又は産地市場の統廃合の推進に資する施設の整備<br>2　実施主体<br>市町村、水産業協同組合、漁業協同組合連合会など<br>3　補助率<br>1/3、4/10、1/2、5.5/10 以内（事業内容により異なる。） |

### （22）道産水産物需要拡大事業費

**【目的・概要等】**

近年、道内で漁獲量が増加しているマイワシ、ブリ、ニシン及びマフグについて、道内飲食店や鮮魚店におけるフェアを開催するほか、マフグ処理加工への新規参入に向けた手引き作成のためのモデル実証事業等を行い、需要の拡大を図る。

［漁獲量が増加傾向にある魚種の漁獲量の推移］　（単位：トン）

| 魚　種 | H16 | R２ | R３ | R４ | R５ | R６ | R6/H16 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| マイワシ | 291 | 235,680 | 247,313 | 239,483 | 288,503 | 239,947 | 82,456% |
| ブ　リ | 669 | 15,457 | 14,077 | 9,590 | 13,886 | 16,431 | 2,456% |
| ニシン | 4,535 | 14,335 | 14,062 | 20,306 | 18,198 | 21,056 | 464% |
| フグ類 | 81 | 927 | 1,990 | 1,676 | 1,434 | 2,998 | 3,701% |

資料：北海道水産現勢（マイワシ、ブリ、ニシン）、海面漁業生産統計調査（フグ）

**【事業内容】**

| 項　目 | 内　容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|
| マイワシ<br>ブ　リ<br>ニシン | ・道内鮮魚店で小型のマイワシ・ブリ、ニシンを PR するフェア開催<br>開催期間：各魚種について１か月間（マイワシ、ブリは同時開催）<br>予定店舗：延べ 300 店舗 | 委託 | 国1/2・道1/2<br>一部 道10/10 |
| | ・学生や企業との連携による新たな加工品の開発 | 直営 | 同上 |
| **マフグ【拡充】** | ・道内主要産地等の飲食店でマフグを用いた料理を提供<br>開催期間：１か月間<br>予定店舗：20 店舗<br>・道内主要産地等の鮮魚店でマフグを PR するフェア開催<br>開催期間：２か月間<br>予定店舗：10 店舗<br>・マフグ処理加工への新規参入に向けた手引き作成のためのモデル実証を実施 | 委託 | 同上 |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 13,394 | 6,659 | 6,735 | － | R５～ | 成長産業課<br>水産流通係 |
| R７年度 | 13,423 | 6,659 | 6,764 | － | | |
| 区分 | 非公共（交付金） | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 上記の通り | |

### （23）水産物流通安全対策事業費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 4,743 | 2,324 | 2,419 | － | S53～ | 成長産業課<br>水産流通係 |
| R７年度 | 4,215 | 2,060 | 2,155 | － | | |
| 区　　分 | 道単独　非公共（交付金） | | | 実施方法 | 直営、委託 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 別記 | |
| 事業目的 | 貝毒の発生に対応し、ホタテガイの食品としての安全性を確保し、円滑な流通を確立するため、適切な生産・処理加工体制の整備を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | ホタテガイの貝毒検査・出荷体制強化<br>１　貝毒行政検査<br>海域毎に行政による貝毒検査を定期的に行い、安全な二枚貝の出荷体制を確保する。<br>負担区分　国 1/2　道 1/2<br>２　出荷体制強化<br>貝毒発生期におけるホタテガイを処理加工できる認定工場に対し、巡回指導を行い、認定要件遵守の徹底を図る。<br>負担区分　道 10/10 | | | | | |

### （24）ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R８年度 | 2,457 | 1,228 | 1,229 | － | S54～ | 成長産業課<br>水産流通係 |
| R７年度 | 2,457 | 1,228 | 1,229 | － | | |
| 区　　分 | 非公共（交付金） | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 国 1/2・道 1/2 | |
| 事業目的 | 貝毒プランクトンの発生状況についてモニタリングを行い、ホタテガイ等二枚貝の安全流通を図るとともに、出荷規制につながる貝毒発生を予測し、その情報を関係漁業者に周知することにより、漁業生産の安定に資する。 | | | | | |
| 事業内容 | 貝毒原因プランクトン分布と海洋条件との関係を調査し、プランクトンと貝毒の関係を監視することで、出荷規制時期を的確に把握する。<br>平成 17 年５月から、調査定点を追加し、ホタテガイ以外の二枚貝類を含めた全道の生産海域で調査を実施している。<br>・実施海域：全道 17 海域<br>・実施回数：月１～２回<br>・調査項目：水温、塩分、プランクトン<br>負担区分　国 1/2　道 1/2 | | | | | |

### （25）道産水産物魚食普及推進事業費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 4,149 | － | 4,149 | － | H28～ | 成長産業課<br>水産流通係 |
| Ｒ７年度 | 4,138 | － | 4,138 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営、補助 | |
| 実施主体 | 北海道、生産者団体、加工者団体、調理師団体 | | | 負担区分 | 道 10/10、道 1/2 以内 | |
| 事業目的 | 道内の魚介類消費量の低迷が顕著となっていることから、魚食文化の維持・発展に向けて、学校給食等への導入や販売促進の取組を行い、魚食機会の増加を図ることにより、減少を続ける魚介類の消費を維持・回復させる。 | | | | | |
| 事業内容 | １　魚食習慣定着促進<br>魚食習慣の普及や定着を図るため、栄養士など学校給食関係者や児童への理解促進、学校給食等提供先の特性に合わせた製品の開発、道産水産物の導入促進などの取組に対して支援する。<br>２　道産水産物普及促進<br>道産水産物の喫食機会を増加させるため、多様な生活スタイルへの対応や、地域の魚種の特色を活かした販売促進を行う生産者等の取組に対して支援する。 | | | | | |

### （26）水産加工業流通促進対策事業費

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 6,891 | － | 6,891 | － | Ｒ６～ | 成長産業課<br>水産流通係 |
| Ｒ７年度 | 6,859 | － | 6,859 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 補助 | |
| 実施主体 | 加工業者団体 | | | 負担区分 | 道 10/10 | |
| 事業目的 | 東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の海洋放出に伴う、中国の輸入停止措置に対する対応として、道内水産加工業者が国の支援メニューの円滑な活用等を進めるため、水産加工業者間の調整など体制の構築を図る。 | | | | | |
| 事業内容 | １　事業者間の調整促進<br>風評被害等の現状把握や販路開拓に向けた事業者間の調整などの取組に支援する。<br>２　国による支援の活用促進<br>国により措置された支援事業の活用等に向けた取組に支援する。 | | | | | |

## （27）道産水産物輸出拡大推進事業費

**【目的・概要等】**

食の輸出を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、「北海道食の輸出拡大戦略＜第Ⅲ期＞」に基づき、特定の品目や国・地域に偏らないリスク分散や輸出先国の規制等に対応した取組を進め、道産水産物のさらなる輸出拡大により、安定した需要を確保することで漁業経営の持続的な発展を図る。

**【事業内容】**

1　事業概要

インバウンド向け道産水産物の魅力ＰＲや海外レストラン等でのプロモーションのほか、地域の輸出機運の醸成に取り組むとともに、海外量販店等で販促を行う生産者団体への支援を行う。

2　取組内容

（1）北海道ブランドの浸透・市場拡大

| 対象国 | 対象魚種 | 取組内容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|---|
| 本道インバウンド（韓国、マレーシア等） | ホタテ、秋サケ、タラ、カレイ等 | 道内飲食店、宿泊施設等での料理提供、現地量販店での販促プロモーション | 委託 | 国1/2・道1/2<br>一部　道10/10 |
| 北米<br>（米国、カナダ） | ホタテ、秋サケ、ブリ等 | レストラン、イベント会場でのプロモーション | 同上 | 同上 |
| ASEAN、豪州等 | ホタテ、秋サケ、ホッケ、カレイ等 | 量販店等でのイベント開催やネット販促等 | 補助 | 国1/4・道1/4<br>一部　道10/10 |

（2）輸出品目の拡大・高付加価値化の推進

| 対象国 | 対象魚種 | 取組内容 | 実施方法 | 負担区分 |
|---|---|---|---|---|
| シンガポール | 二枚貝<br>（カキ、ホッキ等） | 輸出機運の醸成、現地プロモーション | 委託 | 国1/2・道1/2<br>一部　道10/10 |

**【予算額】**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 43,076 | 21,059 | 22,017 | － | Ｒ３～ | 成長産業課<br>輸出促進係 |
| Ｒ７年度 | 43,076 | 21,059 | 22,017 | － | | |
| 区分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 上記の通り | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 上記の通り | |

**（28）水産物流通調整対策費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 251 | － | 251 | － | Ｓ49～ | 成長産業課<br>輸出促進係 |
| Ｒ７年度 | 235 | － | 235 | － | | |
| 区　　分 | 道単独 | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 道 10/10 | |
| 事業目的 | 道産水産物の価格・流通の安定化を図るため、輸入対策及び流通問題に関する国への要請や国際貿易交渉の情報収集、検討会議への出席等により、水産物の秩序ある輸入体制の確立及び流通諸対策を推進する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　水産物の輸入対策<br>水産物輸入に関わる国の動向や生産者、流通関係者における状況を把握するため、業界団体や北海道水産貿易対策会議等と連携しながら、国際貿易交渉の情報収集を行う。<br><br>２　水産物流通調整対策<br>内需拡大、安全安心の確保など水産物の流通問題に関する課題について、国・他県との調整を図るための検討会議に出席し、水産物流通対策の推進を図る。 | | | | | |

**（29）道産水産物輸出市場対策事業費**

| 予算額（千円） | | 国 | 道 | その他 | 実施年度 | 担当課・係 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｒ８年度 | 4,058 | 3,456 | 602 | － | H26～ | 成長産業課<br>輸出促進係 |
| Ｒ７年度 | 3,859 | 3,264 | 595 | － | | |
| 区　　分 | 道単独、非公共（交付金） | | | 実施方法 | 直営 | |
| 実施主体 | 北海道 | | | 負担区分 | 別記 | |
| 事業目的 | 海外既存市場への信頼回復を図るため、道産水産物における安全性ＰＲを実施するとともに、水産加工場のＨＡＣＣＰ認定取得を促進することで輸出の増加を目指し、漁業者及び加工業者の所得向上を図る。<br>また、申請件数増が見込まれる輸出証明書の発行体制を構築し、輸出促進に寄与する。 | | | | | |
| 事業内容 | １　安全性信頼対策（負担区分　道 10/10）<br>福島第一原子力発電所の汚染水流出問題により、平成 25 年９月に韓国が福島県など８県の水産物輸入を禁止したことから、道内でも東アジア等への輸出減少が懸念される。<br>東アジア等で道産水産物の安全性をＰＲすることで、風評被害を払拭し輸出の増大を図る。<br><br>２　ＨＡＣＣＰ取得促進（負担区分　道 10/10）<br>輸出ＨＡＣＣＰ認定取得施設は次第に増加しているが、多くの事業者が認定の取得について高いハードルと考えていることから、衛生管理の意識高揚を促し、輸出ＨＡＣＣＰの取得に繋げていくための研修会を開催し、輸出促進を図る。<br><br>３　証明書発行体制構築（負担区分　国 10/10）<br>申請件数の増大が見込まれる輸出証明書について、迅速な発行に必要となる体制の構築により申請者の利便を向上させ、輸出環境の更なる改善を図る。<br>※　体制の構築・・・会計年度職員の配置　ほか | | | | | |

**（30）衛生管理対策・ホタテガイ海域拡大管理推進事業費**

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">予算額（千円）</td><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">道</td><td rowspan="2">その他</td><td rowspan="2">実施年度</td><td rowspan="2">担当課・係</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td>Ｒ８年度</td><td>2,760</td><td>－</td><td>2,760</td><td>－</td><td rowspan="2">Ｓ49～</td><td rowspan="2">成長産業課<br>輸出促進係</td></tr>
<tr><td>Ｒ７年度</td><td>2,734</td><td>－</td><td>2,734</td><td>－</td></tr>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="3">道単独</td><td>実施方法</td><td colspan="2">直営</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td colspan="3">北海道</td><td>負担区分</td><td colspan="2">別記</td></tr>
<tr><td>事業目的</td><td colspan="6">ＥＵ向けに輸出されるホタテガイの関係漁業者や加工業者に対し、ＥＵが求める衛生基準等の遵守指導や生産海域の監視などの公的管理を行う。</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="6">１　貝類衛生対策委員会の開催（負担区分　道 10/10）<br>・生産海域の指定に関する協議<br>・モニタリングに係る検体採取計画の策定<br>・検体採取を行う者の指名及び研修<br><br>２　モニタリングの実施（負担区分　道 10/10）<br>・海　　域：噴火湾北西部、網走中部海域、宗谷北東部海域、網走北部海域<br>網走南部海域、宗谷南部海域<br>・検査項目：貝毒、微生物、環境汚染物質<br>・分　　担：（総合振興局等・保健所）貝毒、微生物検査等の検体採取及び発送<br>（登録検査機関）貝毒、微生物、環境汚染物質等の検査の実施<br><br>３　漁船、陸揚施設、輸送における衛生管理指導<br>・ＥＵ向けホタテガイ出荷管理の研修の実施<br>・採捕場所、生産漁協及び認定加工施設に関する不正行為の防止のモニタリング<br><br>４　ＥＵ－ＨＡＣＣＰ基準に基づく加工施設の衛生管理指導<br>・指名食品衛生監視員（保健所）による施設の監視・検査の実施</td></tr>
</table>